

中野市地域防災計画（令和3年度修正案）

新 旧 対 照 表

第1編 総 則
第1編 総 則

節	節 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	計画の目的及び構成	<p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 計画の周知徹底 [略]</p>	<p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 中野市国土強靱化地域計画を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>中野市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定されている。このため、本市の国土強靱化に関する部分については、中野市国土強靱化地域計画の総合目標「しなやか中野・たくましいふるさとへ～命や暮らしを守るまちづくり」を基本とし、事前に備えるべき目標である</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 5 流通・経済活動等を停滞させないこと <p>を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</p> <p>第5 計画の周知徹底 [略]</p>
2	防災ビジョン	<p>第1 [略]</p> <p>第2 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的な避難受入活動を行う。</u></p> <p>(カ)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体への対応等を行う。</u></p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。</u></p> <p>(カ)～(キ) [略]</p> <p>(ク) <u>指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</u></p> <p>(ケ) <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p>

第1編 総 則

節	節 名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																																																																				
2	防災ビジョン	(ケ)～(サ) [略] (3) [略] 2～4 [略]	(コ)～(シ) [略] (3) [略] 2～4 [略]																																																																																				
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>第1 [略]</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市</td> <td>(1)～(5) [略] (6) 避難の勧告又は指示に関すること。 (7)～(12) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関及び指定地方公共機関</td> <td>日本郵便(株)信越支社 (信州中野郵便局)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東日本電信電話(株) (長野支店)、(株)NTTドコモ (長野支店)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部電力(株) (飯山営業所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱	市		(1)～(5) [略] (6) 避難の勧告又は指示に関すること。 (7)～(12) [略]	[略]			指定地方行政機関	[略]			東京管区気象台 (長野地方気象台)	[略]	[略]			指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)信越支社 (信州中野郵便局)	[略]		[略]	[略]		東日本電信電話(株) (長野支店)、(株)NTTドコモ (長野支店)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	[略]		[略]	[略]		中部電力(株) (飯山営業所)	[略]		[略]	[略]	[略]			<p>第1 [略]</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市</td> <td>(1)～(5) [略] (6) 避難の_____指示に関すること。 (7)～(12) [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方環境事務所</td> <td>(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関東地方測量部</td> <td>(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関及び指定地方公共機関</td> <td>日本郵便(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東日本電信電話(株) _____、(株)NTTドコモ _____、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱	市		(1)～(5) [略] (6) 避難の_____指示に関すること。 (7)～(12) [略]	[略]			指定地方行政機関	[略]			東京管区気象台 (長野地方気象台)	[略]		中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。		関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。	[略]			指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)	[略]		[略]	[略]		東日本電信電話(株) _____、(株)NTTドコモ _____、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	[略]		[略]	[略]		中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)	[略]		[略]	[略]	[略]		
機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																					
市		(1)～(5) [略] (6) 避難の勧告又は指示に関すること。 (7)～(12) [略]																																																																																					
[略]																																																																																							
指定地方行政機関	[略]																																																																																						
	東京管区気象台 (長野地方気象台)	[略]																																																																																					
[略]																																																																																							
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)信越支社 (信州中野郵便局)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
	東日本電信電話(株) (長野支店)、(株)NTTドコモ (長野支店)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
	中部電力(株) (飯山営業所)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
[略]																																																																																							
機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																					
市		(1)～(5) [略] (6) 避難の_____指示に関すること。 (7)～(12) [略]																																																																																					
[略]																																																																																							
指定地方行政機関	[略]																																																																																						
	東京管区気象台 (長野地方気象台)	[略]																																																																																					
	中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。																																																																																					
	関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。																																																																																					
[略]																																																																																							
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便(株)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
	東日本電信電話(株) _____、(株)NTTドコモ _____、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
	中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)	[略]																																																																																					
	[略]	[略]																																																																																					
[略]																																																																																							

第1編 総 則

節	節 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
4	中野市の地勢	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、平成29年7月1日現在、43,167人で、世帯数は15,466世帯である。</p> <p>全国的に高齢化、核家族化が進んでいるが、本市においてもその傾向がみられる。全人口における65歳以上の高齢者人口の占める割合（高齢化率）は、29.5%となっている（平成27年国勢調査）。</p> <p>2～4〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>1 人口</p> <p>本市の人口は、令和3年11月1日現在、43,489人で、世帯数は17,457世帯である。</p> <p>全国的に高齢化、核家族化が進んでいるが、本市においてもその傾向がみられる。全人口における65歳以上の高齢者人口の占める割合（高齢化率）は、29.5%となっている（平成27年国勢調査）。</p> <p>2～4〔略〕</p>
5	被害想定	<p>第1 災害履歴と災害誘因</p> <p>1 過去の風水害と考慮すべき特性</p> <p>(1) 被害状況</p> <p>本市における災害の種類には、大雨・暴風雨・豪雪・凍霜害・ひょう害等がある。詳細は資料14-4のとおりである。</p> <p>人的被害は、昭和34年の台風7号による重傷者3人、軽傷者6人が最大のものである。<u>また、昭和59年の豪雪では、除雪作業等により死者1人、重傷者3人が出ている。</u></p> <p>住家等の被害としては、昭和34年のほか昭和33年・57年・58年の台風時などに流失、全壊、半壊、一部破損あるいは床上浸水、床下浸水、農作物浸冠水等の被害が発生している。</p> <p>農林関係被害は、本市において最も多大な損害が生じるもので、各災害の被害総額の半分以上を占めることも多い。主に果樹、野菜等の農作物、農業用施設が被害を受けるほか、農地への被害も発生している。</p> <p>土木関係では、河川、道路を中心に被害を受けている。</p> <p>(2) 考慮すべき特性</p> <p>ア 千曲川の氾濫</p> <p>千曲川流域から西に向かい丘陵上に山を控え、梅雨末期の大雨や台風等による豪雨の発生の際及び地震の場合、急傾斜地では土石流の発生が懸念される。また、千曲川河口には各支流から多量の水が注ぐため、急傾斜地における家屋の倒壊や千曲川河畔に散在する民家の局地的な浸水には十分な警戒を要する。</p> <p>昭和57年・58年、平成16年・18年の災害では、千曲川の氾濫により、沿岸部で大きな被害を受けている。その後、改修工事が進み、改善されているが、今後も集中豪雨等の際には警戒が必要である。</p> <p>イ～エ〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>第2〔略〕</p>	<p>第1 災害履歴と災害誘因</p> <p>1 過去の風水害と考慮すべき特性</p> <p>(1) 被害状況</p> <p>本市における災害の種類には、大雨・暴風雨・豪雪・凍霜害・ひょう害等がある。詳細は資料14-4のとおりである。</p> <p>人的被害は、昭和34年の台風7号による重傷者3人、軽傷者6人が最大のもので<u>昭和59年の豪雪では、除雪作業等により死者1人、重傷者3人が出ている。また、令和元年東日本台風（台風19号）では、片付け作業により重傷者1人が出ている。</u></p> <p>住家等の被害としては、昭和34年のほか昭和33年・57年・58年及び令和元年の台風時などに流失、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損あるいは床上浸水、床下浸水、農作物浸冠水等の被害が発生している。</p> <p>農林関係被害は、本市において最も多大な損害が生じるもので、各災害の被害総額の半分以上を占めることも多い。主に果樹、野菜等の農作物、農業用施設が被害を受けるほか、農地への被害も発生している。</p> <p>土木関係では、河川、道路を中心に被害を受けている。</p> <p>(2) 考慮すべき特性</p> <p>ア 千曲川の氾濫</p> <p>千曲川流域から西に向かい丘陵上に山を控え、梅雨末期の大雨や台風等による豪雨の発生の際及び地震の場合、急傾斜地では土石流の発生が懸念される。また、千曲川河口には各支流から多量の水が注ぐため、急傾斜地における家屋の倒壊や千曲川河畔に散在する民家の局地的な浸水には十分な警戒を要する。</p> <p>昭和57年・58年、平成16年・18年の災害では、千曲川の氾濫により、沿岸部で大きな被害を受けている。その後、改修工事が進み、改善されているが、<u>令和元年東日本台風により、甚大な被害を受け、千曲川流域全体による治水対策により、更なる改善を図る必要がある。近年、激甚化する災害の傾向を踏まえ、今後も集中豪雨等の際には警戒が必要である。</u></p> <p>イ～エ〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>第2〔略〕</p>

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画
 第2編 風水害対策編
 第1章 災害予防計画

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	風水害に強いまちづくり	<p>第1 基本方針</p> <p>市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 風水害に強いまちの形成</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>(ウ)～(オ) [略]</p> <p>(カ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>a [略]</p> <p>b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機とするための、分かりやすい水害リスクの開示</p> <p>c～h [略]</p> <p>i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>j～o [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 災害応急対策等への備え</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p><u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</u></p> <p>第2 計画</p> <p>1 風水害に強い郷土づくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 風水害に強いまちの形成</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>(ウ)～(オ) [略]</p> <p>(カ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>a [略]</p> <p>b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機とするための、分かりやすい水害リスクの提供</p> <p>c～h [略]</p> <p>i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</p> <p>j～o [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 災害応急対策等への備え</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
2	災害発生直前対策	<p>(6) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>3 災害未然防止活動 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように、以下のような体制の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の緊急点検体制の整備 ・応急復旧のための体制の整備 ・防災用資機材の備蓄 ・水防活動体制の整備（水防管理者） ・せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） ・災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備 	<p><u>度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u></p> <p>(7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>3 災害未然防止活動 <u>(1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p><u>(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の緊急点検体制の整備 ・応急復旧のための体制の整備 ・防災用資機材の備蓄 ・水防活動体制の整備（水防管理者） ・せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） ・災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備 <p><u>(3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるように、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</u></p>
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、<u>目標時間</u>等を定めておく。</p> <p>イ～ク [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>システムの構築に努める。</p> <p>3 [略]</p>	<p>システムの構築に努める。</p> <p><u>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p> <p>3 [略]</p>
4	活動体制計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(1) 市 ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 災害対策活動拠点施設の整備</p> <p>市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所庁舎及び災害対策活動の拠点となる施設について、その機能を十分果たすことができるよう、建物の耐震化・堅牢化を図るとともに、通信施設等の整備や、非常食・飲料水の備蓄等を図る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(1) 市 ア～エ [略]</p> <p><u>オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 災害対策活動拠点施設の整備</p> <p>市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所庁舎及び災害対策活動の拠点となる施設について、その機能を十分果たすことができるよう、建物の耐震化・堅牢化を図るとともに、通信施設等の整備や、非常食・飲料水の備蓄等を図る。</p> <p><u>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
5	広域相互応援計画	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、市のみでは十分な応急・復旧活動が実施できない場合も考えられる。このため、市は、平常時から防災関係機関等と災害時の応援・協力体制について協議し、必要に応じて協定を締結するとともに、そのための体制の整備を図る。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、市のみでは十分な応急・復旧活動が実施できない場合も考えられる。このため、市は、平常時から防災関係機関等と災害時の応援・協力体制について協議し、必要に応じて協定を締結するとともに、そのための体制の整備を図る。</p> <p><u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>第2 計画</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p> <p><u>(4) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
5	広域相互応援計画	<p>2～5〔略〕</p> <p>6 広域活動拠点の確保</p> <p>市は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域活動拠点の確保に努める。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。</p>	<p>(5) 訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p> <p>2～5〔略〕</p> <p>6 広域防災拠点の確保</p> <p>市は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域防災拠点の確保に努める。</p> <p>(1)・(2)〔略〕</p> <p>(3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p>
6	救助・救急・医療計画	〔変更なし〕	
7	消防活動計画	〔変更なし〕	
8	水防活動計画	〔変更なし〕	
9	要配慮者支援計画	<p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等（資料7-5参照）の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 要配慮者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、要配慮者についての避難支援計画の作成に努める。</p> <p>また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。</p> <p>避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者である高齢者、障がい者、傷病者、外国籍住民、児童、乳幼児、妊産婦等が被害を受ける可能性が高まっている。このため、市及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等（資料7-5参照）の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るため「中野市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、平常時から災害時における円滑かつ迅速な避難支援体制を構築し、防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 要配慮者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、要配慮者についての避難支援計画の作成に努める。</p> <p>また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの_____指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、<u>避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、</u>この限りでない。</p> <p>避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ・区長 ・民生・児童委員 ・自主防災組織等の避難支援等関係者となる者 ・社会福祉協議会 ・消防機関 ・警察機関 <p>イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・身体障害者手帳1級及び2級所持者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者並びに下肢・体幹の機能障がい者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者並びに支援を必要とする難病患者 <p>・上記以外で援助を必要とする者のほか、市長が認めた者</p> <p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 <p>・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ～カ [略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区長 ・民生・児童委員 ・自主防災組織等の避難支援等関係者となる者 ・社会福祉協議会 ・消防機関 ・警察機関 <p>イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・身体障害者手帳1級及び2級所持者のうち、視覚障がい者、聴覚障がい者並びに下肢・体幹の機能障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・支援を必要とする難病患者 ・療養負担過重患者 ・75歳以上の者のみの世帯に属するもの <p>・上記以外で援助を必要とする者のほか、市長が認めた者</p> <p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 ・緊急時連絡先 <p>・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ～カ [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。</p> <p>(5) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市は、民生・児童委員、ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護については十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(6) 支援協力体制の整備</p> <p>市は、県保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の要配慮者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、保健福祉サービスの提供、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>(3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、<u>避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。</p> <p>(5) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に_____避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</u></p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>市は、民生・児童委員、<u>社会福祉協議会、NPO・ボランティア</u>等の協力を得て、プライバシーの保護については十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>(7) 支援協力体制の整備</p> <p>市は、県保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携の下に、災害時の要配慮者の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、保健福祉サービスの提供、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～ウ [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び他市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>さらに、一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>(2) 要配慮者利用施設等</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>オ [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び他市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>さらに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>オ・カ [略]</p> <p>キ <u>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p>ク <u>ホテル・旅館等の確保</u> <u>市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。</u></p> <p>(2) 要配慮者利用施設等</p> <p>ア <u>非常災害時の体制整備</u> <u>社会福祉施設等においては、県及び市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p> <p>カ [略]</p> <p>4 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <p>イ 市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の管理者</p> <p>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、警戒避難体制の確立を図るため、避難確保計画を作成し、市長へ報告するとともに、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p>	<p>5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>(2) 市は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携して、災害発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</p> <p>また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</p> <p>(3) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</p> <p>また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。</p>
10	緊急輸送計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>[略]</p> <p>(1) 市は、最低1か所以上の物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポートを確保、指定する。 このヘリポートは、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>[略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>[略]</p> <p>(1) 市は、最低1か所以上の物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポートを確保、指定する。 このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>[略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
10	緊急輸送計画	<p>(1) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(2) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(1) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。<u>この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>(2) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、</u>平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>(3) [略]</p>
11	障害物の処理計画	[変更なし]	
12	避難の受入活動計画	<p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(1) 市</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</u></p> <p>第2 計画</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p><u>なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</u></p> <p>(1) 市</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>イ 避難計画の作成</p> <p>(ア) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(イ) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する基準及び伝達方法（本編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照）</p> <p>(ウ)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>a [略]</p> <p>b 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、<u>公衆無線LAN</u>等による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお、市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避</u>等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 避難行動要支援者対策</p> <p>市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>イ 避難計画の作成</p> <p>(ア) <u>避難指示</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>(イ) <u>高齢者等避難</u>を伝達する基準及び伝達方法（本編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照）</p> <p>(ウ)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>a [略]</p> <p>b 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、<u>市公式ホームページ、ケーブルテレビコミュニティチャンネル</u>等による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお、市は、<u>避難</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保</u>等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 避難行動要支援者対策</p> <p>市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、<u>避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 避難場所の確保（資料7-1参照）</p> <p>(1) 市 [略]</p> <p>ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p>イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの<u>被災者</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>オ [略]</p>	<p>カ <u>安全確保措置に関する事項</u> <u>避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>キ 「<u>率先安全避難者</u>」制度 <u>市は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u> <u>また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 避難場所の確保（資料7-1参照）</p> <p>(1) 市 [略]</p> <p>ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p>イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの<u>被災住民</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>キ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>(2) [略]</p> <p>3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）</p> <p>(1) 市 [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 市は、学校を<u>避難所</u>として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、<u>避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>オ [略]</p> <p>カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>キ <u>指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</u></p> <p>ク <u>避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</u> また、<u>一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。</u> なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>ケ・コ [略]</p> <p>サ <u>県の「避難所マニュアル策定指針」等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>シ <u>指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。</u></p> <p>ス <u>指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</u></p>	<p>(2) [略]</p> <p>3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）</p> <p>(1) 市 [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 市は、学校を<u>指定避難所</u>として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、<u>指定避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>指定避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</u> なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 <u>また、避難所の感染症対策については、第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から検討するよう努める。</u></p> <p>オ [略]</p> <p>カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 <u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</u></p> <p>キ <u>指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</u></p> <p>ク <u>避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</u> また、<u>指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u> なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>ケ・コ [略]</p> <p>サ <u>「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</u></p> <p>シ <u>指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>ス <u>指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</p> <p>ア <u>在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</p> <p>(2) <u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u></p>
13	孤立防止対策	[変更なし]	
14	食料品等の備蓄・調達計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>オ <u>平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
15	給水計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 現在、市内には、中野地域において中野第1水源をはじめとする<u>9箇所</u>の水源があり、豊田地域においては、涌井水源をはじめとする<u>5箇所</u>の水源がある。</p> <p>取水量は、中野地域が<u>20,160m³/日</u>余、豊田地域が<u>2,480m³/日</u>余で、総取水量は<u>22,640m³/日</u>余が確保されている。取水可能な水源地の状況については、資料8-3参照。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>2〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 現在、市内には、中野地域において中野第1水源をはじめとする<u>14か所</u>の水源があり、豊田地域においては、涌井水源をはじめとする<u>4か所</u>の水源がある。</p> <p>取水量は、中野地域が<u>17,804m³/日</u>、豊田地域が<u>1,800m³/日</u>で、総取水量は<u>19,604m³/日</u>が確保されている。取水可能な水源地の状況については、資料8-3参照。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>2〔略〕</p>
16	生活必需品の備蓄・調達計画	〔変更なし〕	
17	危険物施設等災害予防計画	〔変更なし〕	
18	電気施設災害予防計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 関係機関（中部電力）</p> <p>〔略〕</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 関係機関（中部電力）</p> <p>〔略〕</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 関係機関（中部電力）</p> <p>〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 関係機関（中部電力<u>パワーグリッド</u>株）</p> <p>〔略〕</p> <p>2 職員の配置計画</p> <p>(1) 関係機関（中部電力<u>パワーグリッド</u>株）</p> <p>〔略〕</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 関係機関（中部電力<u>パワーグリッド</u>株）</p> <p>〔略〕</p>
19	都市ガス施設災害予防計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>(1) 関係機関（長野都市ガス株<u>須坂支社</u>）</p> <p>ア～エ〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>(1) 関係機関（長野都市ガス株<u>_____</u>）</p> <p>ア～エ〔略〕</p>
20	上水道施設災害予防計画	〔変更なし〕	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
21	下水道施設等災害予防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。</p> <p>本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、<u>小型合併処理浄化槽設置事業による全市下水道化を推進している。</u></p> <p>〔後略〕</p> <p>第2 計画</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>重要な管渠及び処理場施設のうち、池や河川に隣接している等低盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。また、浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。</p> <p>2 雨水流出抑制施設整備</p> <p>雨水浸透型の排水設備<u>導入</u>を図るとともに、住民への啓発活動等を行う。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充</p> <p>6 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設_____等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。</p> <p>本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。</p> <p>〔後略〕</p> <p>第2 計画</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>重要な管渠及び処理場施設のうち、____河川に隣接している等低地に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。また、浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行う。</p> <p>2 雨水流出抑制施設整備</p> <p>雨水浸透型の排水設備<u>の設置</u>を図るとともに、住民への啓発活動等を行う。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水____施設台帳の整備・拡充</p> <p>6 〔略〕</p>
22	通信・放送施設災害予防計画	<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 電気通信施設災害予防</p> <p>(1) 関係機関（東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ長野支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みの<u>推進に努める。</u></p> <p>また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施する。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 計画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 電気通信施設災害予防</p> <p>(1) 関係機関（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ____、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び<u>安全な設置場所の確保</u>、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを<u>推進することに努める。</u></p> <p>また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施する。</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
23	災害広報計画	<p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等（以下「住民等」という。）に対し、プライバシーの十分な保護のもと、様々な媒体での積極的な情報公開と情報通信の環境整備に努めるとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>第2 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等（以下「住民等」という。）に対し、プライバシーの十分な保護のもと、様々な媒体での積極的な情報公開と情報通信の環境整備に努めるとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 <u>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。</u></p> <p>第2 〔略〕</p>
24	土砂災害等の予防計画	<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 計 画 1～3 〔略〕</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策 (1) 市 〔略〕 ア 〔略〕 イ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難<u>勧告又は指示</u>を行えるような基準及び伝達方法などについて避難計画を確立する。 ウ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制 イ <u>勧告</u>による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 (2) 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア・イ 〔略〕</p>	<p>第1 〔略〕</p> <p>第2 計 画 1～3 〔略〕</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策 (1) 市 〔略〕 ア 〔略〕 イ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難_____指示を行えるような基準及び伝達方法などについて避難計画を確立する。 ウ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策 (1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を<u>踏まえた安全確保の推進</u> イ <u>指示</u>による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 (2) 土砂災害警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア・イ 〔略〕 ウ <u>土砂災害警戒区域内の大規模盛土造成地については、スクリーニング調査を実施し、調査結果に基づき必要な措置を講じていく。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
25	防災都市計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1〔略〕</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」に基づき、防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>3〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1〔略〕</p> <p>2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 「都市計画マスタープラン」_____に基づき、防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果的に計画配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。</p> <p>イ〔略〕</p> <p>3〔略〕</p>
26	建築物災害予防計画	[変更なし]	
27	道路及び橋梁災害予防計画	[変更なし]	
28	河川施設等災害予防計画	[変更なし]	
29	ため池災害予防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>市内には、24箇所の農業用ため池があり、築後かなり経過していて老朽化が進んでいることが予想される。</p> <p>万一、洪水等により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等に被害が及ぶおそれがある。</p> <p>そこで、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、補強工事を実施する。</p> <p>第2 計 画</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について、「ため池基本台帳」の整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について、巡回点検をし、適時、確認する。(資料13-9参照)</u></p> <p>イ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。</p> <p>ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</p> <p>エ ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。</p> <p>(2)〔略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>市内には、24か所の農業用ため池があり、築後かなり経過していて老朽化の可能性が予想される。</p> <p>万一、災害等により、これが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等に被害が及ぶおそれがある。</p> <p>そこで、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、補強工事を実施する。</p> <p>第2 計 画</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>ため池の諸元、施設の構造、下流の状況、施設の改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告する。(資料13-9参照)</u></p> <p>イ <u>ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</u></p> <p>ウ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。</p> <p>エ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</p> <p>オ <u>人家や重要施設等に影響を及ぼしうるため池に対し、ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。</u></p> <p>(2)〔略〕</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
30	農林産物災害予防計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 農産物災害予防計画</p> <p>(1) 市 農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 市 中野市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施する。</u></p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 農産物災害予防計画</p> <p>(1) 市 農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 市 中野市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</u></p>
31	二次災害の予防計画	[変更なし]	
32	防災知識普及計画	<p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自分の命は、自分で守る。</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>[後略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の<u>備え等</u>について、普及啓発を図る。</p> <p>オ [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>[後略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ 住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、<u>飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等</u>について、普及啓発を図る。</p> <p>オ [略]</p> <p>カ <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
32	防災知識普及計画	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(1) 市</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>キ <u>ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(1) 市</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により公開に努める。</u></p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>(2) [略]</p>
33	防災訓練計画	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 訓練の実施機関</p> <p>ア 実践的な訓練の実施</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(イ) <u>学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に係る多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。</u></p> <p>(ウ)～(ケ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 訓練の実施機関</p> <p>ア 実践的な訓練の実施</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(イ) <u>学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>(ウ)～(ケ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
34	災害復旧・復興への備え	<p>第1 基本方針</p> <p>市は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p><u>罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</u></p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>市は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p><u>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
35	自主防災組織等の育成計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成〔略〕</p> <p>2 自主防災組織の活動内容〔略〕</p> <p>3 活動環境の整備及び組織の活性化</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 組織の活性化 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、<u>青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。</u></p> <p>(3)〔略〕</p> <p>4〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成〔略〕</p> <p>2 <u>自主防災組織の課題</u> <u>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</u> <u>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。</u></p> <p>3 自主防災組織の活動内容〔略〕</p> <p>4 活動環境の整備及び組織の活性化</p> <p>(1)〔略〕</p> <p>(2) 組織の活性化 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、<u>組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。</u></p> <p>(3)〔略〕</p> <p>(4) <u>男女共同参画</u> <u>自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。</u> <u>自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。</u></p> <p>5〔略〕</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
36	企業防災に関する計画	<p>第1 基本方針</p> <p>企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 企業による防災活動の推進</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 企業</p> <p>ア <u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u></p> <p>イ <u>社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>ウ・エ [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。</p> <p>各企業において、これらの重要性を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u>具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。</p> <p>また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 企業による防災活動の推進</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取組を支援する。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>(2) 企業</p> <p>ア <u>各企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u></p> <p>イ <u>強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、事業所等の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組</u>を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組<u>を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>オ <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u></p> <p>カ <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
37	ボランティア活動の環境整備	<p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。 このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。また、ボランティアが、必要などきに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関もそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録 (1) [略] (2) 関係機関（ボランティア関係団体） 災害時における多様な支援要請に対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備 平常時から地域団体、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</p>	<p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。 このため、市は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO、NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが、必要などきに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録 (1) [略] (2) 関係機関（ボランティア関係団体） 災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備 平常時から地域団体、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の指導と協力のもと、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</p>
38	災害対策に係る基金等積立及び運用計画	[変更なし]	
39	風水害対策に関する調査研究及び観測	[変更なし]	
40	鉄道施設災害予防計画	[変更なし]	
41	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	[変更なし]	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
42	観光地の災害予防計画	[新設]	<p style="text-align: right;">（総務部）</p> <p>第42節 観光地の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 <u>観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。</u> <u>また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>第2 計画</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) <u>市は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。</u></p> <p>(2) <u>市は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。</u></p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) <u>市は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。</u></p> <p>(2) <u>市は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。</u></p> <p>(3) <u>市は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。</u></p>

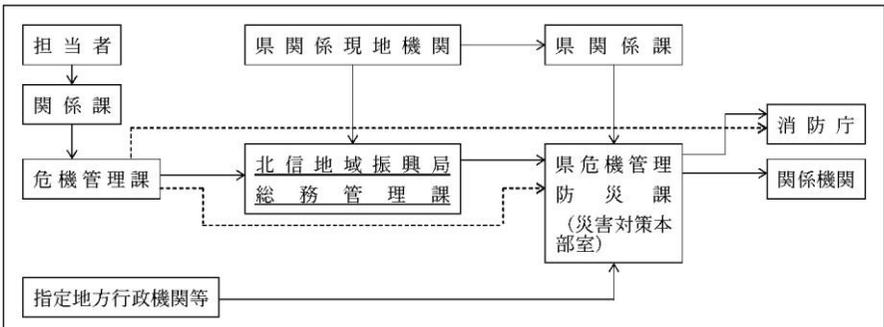
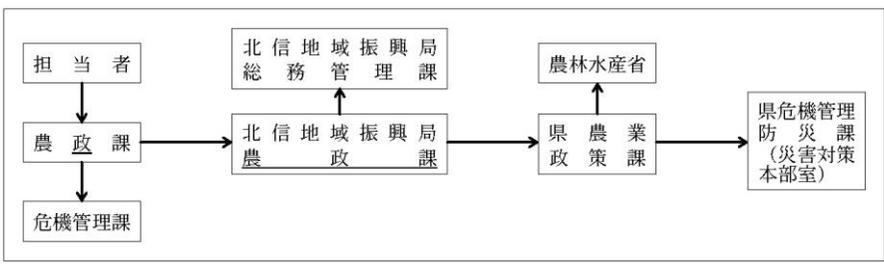
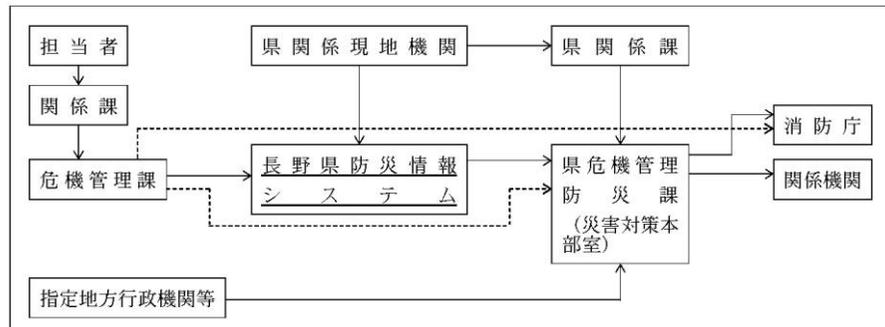
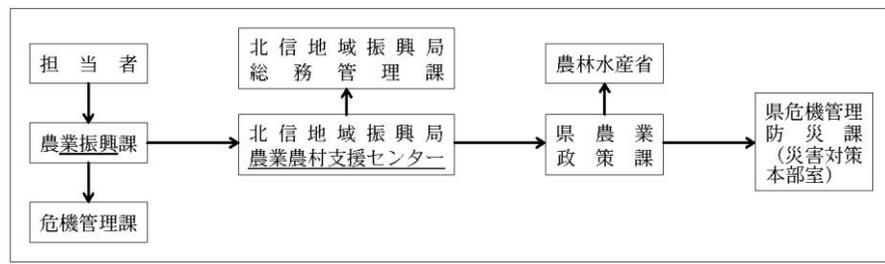
節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	災害直前活動	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p style="text-align: right;">（総務部・経済部・建設水道部）</p> <p>第1 〔略〕</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、「<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達</u>」「<u>避難勧告</u>」「<u>避難指示（緊急）</u>」（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害<u>危険箇所</u>の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための<u>避難勧告等</u>を行い、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 住民に対する<u>避難勧告等</u>を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>エ 災害の状況に応じて<u>避難勧告等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「<u>緊急的な退避</u>」や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>カ 〔略〕</p> <p>キ 住民に対する<u>避難勧告等</u>の伝達に当たっては、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>ク・ケ 〔略〕</p> <p>コ <u>避難勧告等</u>の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p style="text-align: right;">（総務部・健康福祉部・子ども部・経済部・建設水道部・教育委員会）</p> <p>第1 〔略〕</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、「<u>高齢者等避難</u>」「<u>避難指示</u>」（以下「<u>避難指示等</u>」という。）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害<u>警戒区域等</u>の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための<u>避難指示等</u>を行い、避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 住民に対する<u>避難指示等</u>を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。</p> <p>エ 災害の状況に応じて<u>避難指示等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「<u>緊急的な退避</u>」や、「<u>屋内安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。</p> <p>オ <u>避難指示等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>カ 〔略〕</p> <p>キ 住民に対する<u>避難指示等</u>の伝達に当たっては、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>ク・ケ 〔略〕</p> <p>コ <u>避難指示等</u>の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。</p>

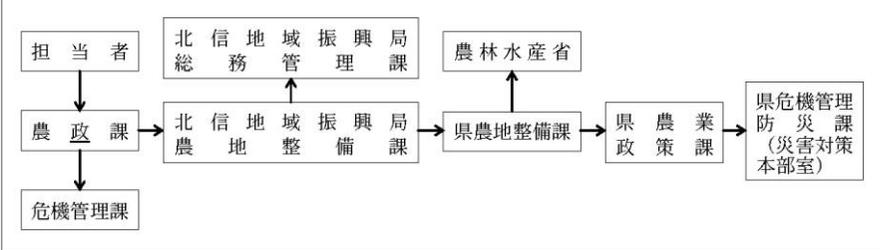
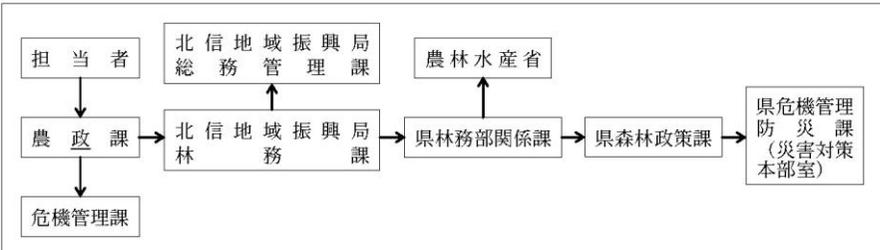
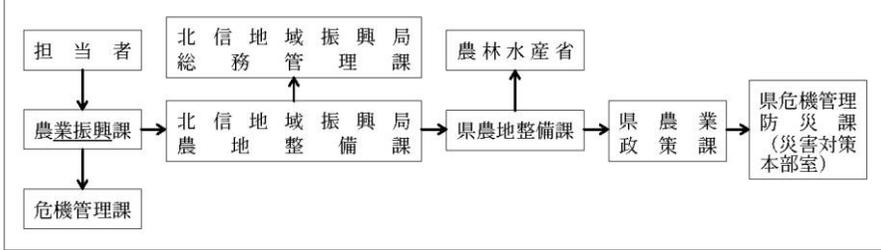
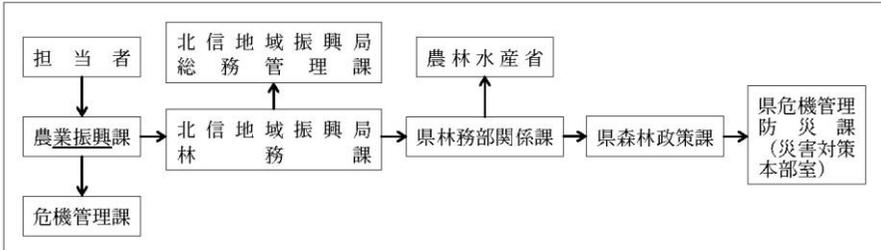
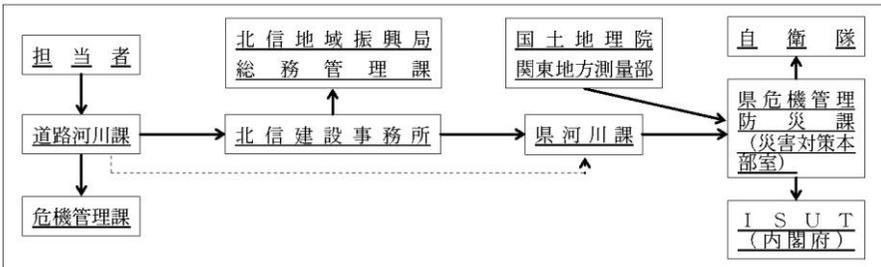
節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																																						
1	災害直前活動	<p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報等 (特別警報発表基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値〕 48時間降水量：198mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：150</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山)〕 50年に一度の積雪深：291cm 既往最深積雪深：257cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] [略] (警報・注意報発表基準)</p> <p style="text-align: right;">(平成29年7月7日現在) 発表官署 長野地方気象台</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th>浸水害</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>土砂災害</th> <th>土壌雨量指数基準</th> <th>83</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">洪水</th> <th colspan="2">流域雨量指数基準</th> <td>夜間瀬川流域=16.5、斑尾川流域=9.4、斑川流域=5.6、篠井川流域=5.9、江部川流域=6.2</td> </tr> <tr> <th colspan="2">複合基準※1</th> <td>千曲川流域=(5、46.7)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">[略]</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値〕 48時間降水量：198mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：150	[略]	[略]	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山)〕 50年に一度の積雪深：291cm 既往最深積雪深：257cm	警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	8	土砂災害	土壌雨量指数基準	83	洪水	流域雨量指数基準		夜間瀬川流域=16.5、斑尾川流域=9.4、斑川流域=5.6、篠井川流域=5.9、江部川流域=6.2	複合基準※1		千曲川流域=(5、46.7)	[略]		[略]	[略]	<p>サ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報等 (特別警報発表基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値 (令和3年3月25日現在)〕 48時間降水量：224mm 3時間降水量：88mm 土壌雨量指数：159</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山) (令和3年10月28日現在)〕 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] [略] (警報・注意報発表基準)</p> <p style="text-align: right;">(令和3年6月8日現在) 発表官署 長野地方気象台</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th>浸水害</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>土砂災害</th> <th>土壌雨量指数基準</th> <th>107</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">洪水</th> <th colspan="2">流域雨量指数基準</th> <td>夜間瀬川流域=17.6、斑尾川流域=9.7、斑川流域=5.4、篠井川流域=5.2、江部川流域=6.1</td> </tr> <tr> <th colspan="2">複合基準※1</th> <td>篠井川流域=(5、4.5)、千曲川流域=(5、46.6)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">[略]</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値 (令和3年3月25日現在)〕 48時間降水量：224mm 3時間降水量：88mm 土壌雨量指数：159	[略]	[略]	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山) (令和3年10月28日現在)〕 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm	警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	10	土砂災害	土壌雨量指数基準	107	洪水	流域雨量指数基準		夜間瀬川流域=17.6、斑尾川流域=9.7、斑川流域=5.4、篠井川流域=5.2、江部川流域=6.1	複合基準※1		篠井川流域=(5、4.5)、千曲川流域=(5、46.6)	[略]		[略]	[略]
現象の種類	基準																																																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値〕 48時間降水量：198mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：150																																																								
[略]	[略]																																																								
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山)〕 50年に一度の積雪深：291cm 既往最深積雪深：257cm																																																								
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	8																																																					
		土砂災害	土壌雨量指数基準	83																																																					
洪水	流域雨量指数基準		夜間瀬川流域=16.5、斑尾川流域=9.4、斑川流域=5.6、篠井川流域=5.9、江部川流域=6.2																																																						
	複合基準※1		千曲川流域=(5、46.7)																																																						
[略]		[略]	[略]																																																						
現象の種類	基準																																																								
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 〔参考 雨に関する中野市の50年に一度の値 (令和3年3月25日現在)〕 48時間降水量：224mm 3時間降水量：88mm 土壌雨量指数：159																																																								
[略]	[略]																																																								
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 〔参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (飯山) (令和3年10月28日現在)〕 50年に一度の積雪深：285cm 既往最深積雪深：257cm																																																								
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	10																																																					
		土砂災害	土壌雨量指数基準	107																																																					
洪水	流域雨量指数基準		夜間瀬川流域=17.6、斑尾川流域=9.7、斑川流域=5.4、篠井川流域=5.2、江部川流域=6.1																																																						
	複合基準※1		篠井川流域=(5、4.5)、千曲川流域=(5、46.6)																																																						
[略]		[略]	[略]																																																						

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																																		
1	災害直前活動	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>夜間瀬川流域=13.2、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.4、篠井川流域=4.7、江部川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>斑尾川流域=(5、5.7)、江部川流域=(5、3.9)、千曲川流域=(5、42)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>※1・※2 [略] (参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、<u>5km</u>四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> </table> <p>2 [略] 3 消防法に基づく警報等 (1) 火災気象通報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> 気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 <u>1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> (降雨、降雪のときには通報しないことがある。) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略] 4 その他の情報 (1) <u>土砂災害警戒情報</u> 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。</p>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	土壌雨量指数基準	74	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=13.2、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.4、篠井川流域=4.7、江部川流域=4.9	複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、江部川流域=(5、3.9)、千曲川流域=(5、42)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土壌雨量指数	[略]	流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>5km</u> 四方の領域ごとに算出する。	区分	発表基準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 <u>1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>夜間瀬川流域=14、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江部川流域=4.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>斑尾川流域=(5、5.7)、篠井川流域=(5、4)、江部川流域=(5、3.8)、千曲川流域=(5、41.9)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>※1・※2 [略] (参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、<u>1km</u>四方の領域ごとに算出する。</td> </tr> </table> <p>2 [略] 3 消防法に基づく警報等 (1) 火災気象通報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> 気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と<u>同一とする。</u> ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、<u>通報を実施しない場合がある。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略] 4 その他の情報 (1) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> <u>警報の危険度分布等の概要</u></p>	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	土壌雨量指数基準	77	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=14、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江部川流域=4.8	複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、篠井川流域=(5、4)、江部川流域=(5、3.8)、千曲川流域=(5、41.9)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土壌雨量指数	[略]	流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>1km</u> 四方の領域ごとに算出する。	区分	発表基準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と <u>同一とする。</u> ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、 <u>通報を実施しない場合がある。</u>
注意報	大雨	表面雨量指数基準			5																																																
		土壌雨量指数基準		74																																																	
	洪水	流域雨量指数基準		夜間瀬川流域=13.2、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.4、篠井川流域=4.7、江部川流域=4.9																																																	
		複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、江部川流域=(5、3.9)、千曲川流域=(5、42)																																																		
[略]	[略]	[略]																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
土壌雨量指数	[略]																																																				
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>5km</u> 四方の領域ごとに算出する。																																																				
区分	発表基準																																																				
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 <u>1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)																																																				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5																																																		
		土壌雨量指数基準	77																																																		
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=14、斑尾川流域=7.1、斑川流域=4.3、篠井川流域=4.1、江部川流域=4.8																																																		
		複合基準※1	斑尾川流域=(5、5.7)、篠井川流域=(5、4)、江部川流域=(5、3.8)、千曲川流域=(5、41.9)																																																		
[略]	[略]	[略]																																																			
[略]	[略]	[略]																																																			
土壌雨量指数	[略]																																																				
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、 <u>1km</u> 四方の領域ごとに算出する。																																																				
区分	発表基準																																																				
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と <u>同一とする。</u> ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、 <u>通報を実施しない場合がある。</u>																																																				

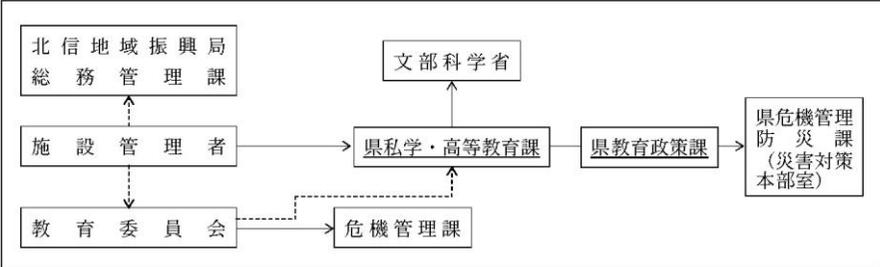
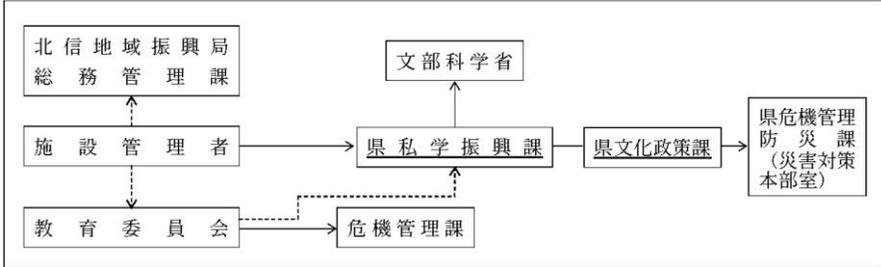
節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																														
1	災害直前活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="333 196 501 236">区分</th> <th data-bbox="501 196 1223 236">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="333 236 501 304">土砂災害警戒情報</td> <td data-bbox="501 236 1223 304">2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="333 304 1223 443">(2) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="333 443 501 483">区分</th> <th data-bbox="501 443 1223 483">発表基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="333 483 501 552">記録的短時間大雨情報</td> <td data-bbox="501 483 1223 552">1時間雨量 100 mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="333 552 1223 655">(3) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</td> </tr> <tr> <th data-bbox="333 655 501 695">区分</th> <th data-bbox="501 655 1223 695">発表基準</th> </tr> <tr> <td data-bbox="333 695 501 799">竜巻注意情報</td> <td data-bbox="501 695 1223 799">雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	(2) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。		区分	発表基準	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100 mm	(3) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。		区分	発表基準	竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 196 1473 236">種類</th> <th data-bbox="1473 196 2130 236">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 236 1473 443">土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td data-bbox="1473 236 2130 443">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 443 1473 619">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1473 443 2130 619">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 619 1473 831">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1473 619 2130 831">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 831 1473 1078">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1473 831 2130 1078">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1245 1078 2130 1254">(2) 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1245 1254 2130 1500">(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	(2) 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。		(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。	
区分	発表基準																																
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。																																
(2) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。																																	
区分	発表基準																																
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100 mm																																
(3) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。																																	
区分	発表基準																																
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。																																
種類	概要																																
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1 km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。																																
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																																
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																																
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。																																
(2) 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。																																	
(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。																																	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																																																				
1	災害直前活動	<p>5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係建設事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台 建設部砂防課</td> <td>共同 [略]</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2 [略]</p>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	[略]			水防警報	[略]	[略]	関係建設事務所	[略]	[略]			避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	[略]	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 [略]	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	[略]	竜巻注意情報	長野地方気象台	[略]	<p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警戒の「危険度分布」で発表される。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。</p> <p>5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係する県の建設事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難判断水位到達情報</td> <td>国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係する県の建設事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台 県建設部砂防課</td> <td>共同 [略]</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>気象庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>気象庁</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2 [略]</p>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	[略]			水防警報	[略]	[略]	関係する県の建設事務所	[略]	[略]			避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係する県の建設事務所	[略]	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 [略]	記録的短時間大雨情報	気象庁	[略]	竜巻注意情報	気象庁	[略]
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																					
[略]																																																							
水防警報	[略]	[略]																																																					
	関係建設事務所	[略]																																																					
[略]																																																							
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	[略]																																																					
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 [略]																																																					
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	[略]																																																					
竜巻注意情報	長野地方気象台	[略]																																																					
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																					
[略]																																																							
水防警報	[略]	[略]																																																					
	関係する県の建設事務所	[略]																																																					
[略]																																																							
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係する県の建設事務所	[略]																																																					
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同 [略]																																																					
記録的短時間大雨情報	気象庁	[略]																																																					
竜巻注意情報	気象庁	[略]																																																					

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>第1 [略] 第2 対策 1～3 [略] 4 災害情報の収集・連絡系統 (1)・(2) [略] ◎中野市の災害情報連絡系統図 (資料1-1参照) (1) 概況速報 (様式1)</p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 (様式2) 避難勧告等避難状況報告 (様式3) [図 略]</p> <p>※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は<u>外務省</u>) 又は県危機管理防災課 (災害対策本部) にも連絡する。</p> <p>(3) [略] (4) 農業関係被害状況報告 (様式5) ア 農畜産物被害状況報告</p> 	<p>第1 [略] 第2 対策 1～3 [略] 4 災害情報の収集・連絡系統 (1)・(2) [略] ◎中野市の災害情報連絡系統図 (資料1-1参照) (1) 概況速報 (様式1) <u>長野県防災情報システム クロノロジーを使用 (消防庁への速報は消防庁第4号様式 (その1) (表21の2))</u> <u>市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</u></p>  <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 (様式2又は消防庁第4号様式 (その2)) 避難指示等避難状況報告 (様式3又は長野県防災情報システムにより報告) [図 略]</p> <p>※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は<u>直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u>) 又は県危機管理防災課 (災害対策本部) にも連絡する。</p> <p>(3) [略] (4) 農業関係被害状況報告 (様式5) ア 農畜産物被害状況報告</p> 

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>イ 農地・農業用施設被害状況報告</p>  <p>ウ [略]</p> <p>(5) 林業関係被害状況報告 (様式6)</p>  <p>(6) 土木関係被害状況報告</p> <p>ア 公共土木施設被害状況報告等 (様式7) [図 略]</p> <p>イ 土砂災害等による被害報告 (様式8) (7)~(10) [略]</p>	<p>イ 農地・農業用施設被害状況報告</p>  <p>ウ [略]</p> <p>(5) 林業関係被害状況報告 (様式6)</p>  <p>(6) 土木関係被害状況報告</p> <p>ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる</p>  <p>イ 公共土木施設被害状況報告等 (様式7) [図 略]</p> <p>ウ 土砂災害等による被害報告 (地図若しくはGIS又は様式8) (7)~(10) [略]</p>

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(11) 感染症関係報告 (様式13)</p> <p>(12) 医療施設関係被害状況報告 (様式14)</p> <p>(13) 商工関係被害状況報告 (様式15)</p> <p>(14) 観光施設被害状況報告 (様式16)</p>	<p>(11) 感染症関係報告 (様式13)</p> <p>(12) 医療施設関係被害状況報告 (様式14)</p> <p>(13) 商工関係被害状況報告 (様式15)</p> <p>(14) 観光施設被害状況報告 (様式16)</p>

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																								
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(15) 教育関係被害状況報告 (様式17) ア・イ [略] ウ 私立施設</p>  <p>エ [略] (16)～(22) [略]</p> <p>5 通信手段の確保 (1) 市 ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。 イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。 (2) 関係機関 電気通信事業者は、<u>重要通信の優先的な取扱いを図る。</u></p>	<p>(15) 教育関係被害状況報告 (様式17) ア・イ [略] ウ 私立施設</p>  <p>エ [略] (16)～(22) [略]</p> <p>5 通信手段の確保 (1) 市 ア <u>災害情報の共有並びに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。</u> イ <u>災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。</u> ウ <u>必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。</u> (2) 関係機関 電気通信事業者は、<u>災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行う。</u></p>																																								
3	非常参集職員の活動	<p>第1 [略] 第2 活動の内容 1 市 (1) 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="338 1125 1218 1465"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前体制</td> <td>○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常体制 (係長職以上の職員)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～カ [略]</p>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策)	[略]	[略]	[略]				非常体制 (係長職以上の職員)	[略]	[略]	[略]	[略]				<p>第1 [略] 第2 活動の内容 1 市 (1) 活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1249 1125 2130 1465"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前体制</td> <td>○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア～カ [略]</p>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策)			[略]				非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)	[略]	[略]	[略]	[略]			
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																																								
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策)	[略]	[略]																																								
[略]																																											
非常体制 (係長職以上の職員)	[略]	[略]	[略]																																								
[略]																																											
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																																								
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策)																																										
[略]																																											
非常体制 (係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員)	[略]	[略]	[略]																																								
[略]																																											

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																								
3	非常参集職員の活動	[新設]	<p>(2) 災害警戒本部の設置</p> <p>市は、次の気象状況等により自然災害等の発生が予測され、防災体制の強化が必要な場合に、災害警戒本部を設置する。</p> <p>ア 設置基準</p> <p>高齢者等避難を発令する段階のほか、事前体制及び警戒体制時に総務部長が、次の事項等を総合的に判断し必要と認めたとき</p> <p>(ア) 水防法に基づき、国又は県が指定した洪水予報河川及び水位周知河川のうち、市内に存する河川（以下この節において「指定河川」という。）について、国又は県から市に対し氾濫注意情報が発表されたとき</p> <p>(イ) 指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位を超える見込みとなった場合 千曲川 立ヶ花水位観測所 7.5m 夜間瀬川 星川水位観測所 1.4m</p> <p>(ウ) 市域に大雨警報が発表されたとき</p> <p>(エ) 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予測されている又は接近することが見込まれる場合</p> <p>(オ) 市内で震度5弱以下の地震が記録され、起因する災害の発生のおそれがある場合</p> <p>(カ) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合</p> <p>イ 警戒本部体制</p> <p>(ア) 避難指示の発令を判断できる体制とする。</p> <p>(イ) 専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。</p> <p>(ウ) 指定緊急避難場所に受入れできる体制とする。</p> <p>ウ 警戒本部の構成及び連絡体制</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部長</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>健康福祉部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>子ども部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>くらしと文化部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>経済部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>建設水道部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>消防部長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>会計管理者</td></tr> <tr><td>〃</td><td>教育次長</td></tr> <tr><td>〃</td><td>議会議務局長</td></tr> <tr><td>事務局</td><td>危機管理課</td></tr> </tbody> </table> </div>	役職	構成員	本部長	総務部長	本部長	健康福祉部長	〃	子ども部長	〃	くらしと文化部長	〃	経済部長	〃	建設水道部長	〃	消防部長	〃	会計管理者	〃	教育次長	〃	議会議務局長	事務局	危機管理課
役職	構成員																										
本部長	総務部長																										
本部長	健康福祉部長																										
〃	子ども部長																										
〃	くらしと文化部長																										
〃	経済部長																										
〃	建設水道部長																										
〃	消防部長																										
〃	会計管理者																										
〃	教育次長																										
〃	議会議務局長																										
事務局	危機管理課																										

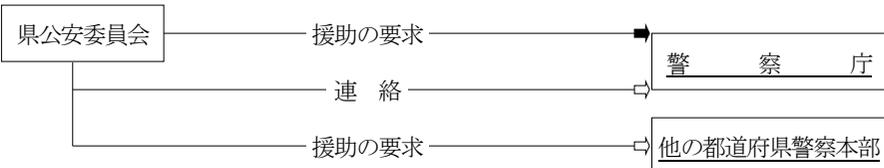
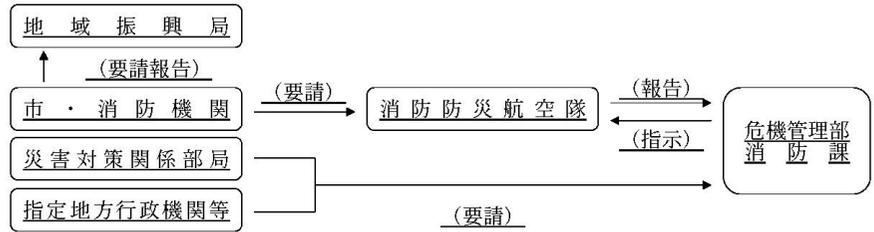
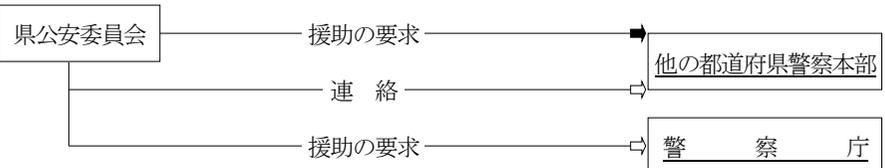
節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）								
3	非常参集職員の活動	<p>[新設]</p> <p>(2) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置基準 市長は、気象情報、被害状況から判断して必要があると認めるときは、中野市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。</p>	<p>1 総務部長は、警戒本部設置の必要があると判断したときは、理事者に報告するとともに、危機管理課長に指示し、本部員を招集する。 連絡方法 【勤務時間内】①庁内放送 ②庁内情報システム及び非常参集システムメール ③電話等 【勤務時間外】①非常参集システムメール ②電話等</p> <p>2 本部員は、必要に応じて情報収集及び連絡員となる人員を選出する。</p> <p>3 本部員は、災害情報、活動状況等を本部長に報告し、情報の共有を図る。</p> <p>(3) 災害対策本部の設置 市は、次の災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、中野市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。</p> <p>ア 設置基準</p> <table border="1" data-bbox="1249 592 2136 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 592 1420 627">災 害</th> <th data-bbox="1420 592 2136 627">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1249 627 1420 735">地震時</td> <td data-bbox="1420 627 2136 735"> <p>ア 市内で震度5強以上を記録したとき</p> <p>イ 市内で震度5弱以下の地震であっても、市長が被害状況から判断して必要があると認めたとき</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 735 1420 951">風水害時 (雪害含む)</td> <td data-bbox="1420 735 2136 951"> <p>ア 市域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき</p> <p>イ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき</p> <p>ウ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 951 1420 1198">その他災害時</td> <td data-bbox="1420 951 2136 1198"> <p>ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合</p> <p>イ 事故災害等（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災）により、多数の死傷者が発生した場合や、大規模な被害の発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p> </td> </tr> </tbody> </table>	災 害	基 準	地震時	<p>ア 市内で震度5強以上を記録したとき</p> <p>イ 市内で震度5弱以下の地震であっても、市長が被害状況から判断して必要があると認めたとき</p>	風水害時 (雪害含む)	<p>ア 市域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき</p> <p>イ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき</p> <p>ウ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p>	その他災害時	<p>ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合</p> <p>イ 事故災害等（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災）により、多数の死傷者が発生した場合や、大規模な被害の発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p>
災 害	基 準										
地震時	<p>ア 市内で震度5強以上を記録したとき</p> <p>イ 市内で震度5弱以下の地震であっても、市長が被害状況から判断して必要があると認めたとき</p>										
風水害時 (雪害含む)	<p>ア 市域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき</p> <p>イ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき</p> <p>ウ 洪水予報のうち、指定河川に氾濫警戒情報が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>エ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p>										
その他災害時	<p>ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合</p> <p>イ 事故災害等（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事、林野火災）により、多数の死傷者が発生した場合や、大規模な被害の発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</p>										

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																										
3	非常参集職員 の活動	<p>イ 災害対策本部の組織図</p> <p> 総務部 部長：総務部長 豊田支所長 会計管理者 部員：庶務課長 危機管理課長 政策情報課長 財政課長 税務課長 会計課長 地域振興課長 行政委員会事務局長 </p> <p> 健康福祉部 部長：健康福祉部長 部員：健康づくり課長 福祉課長 高齢者支援課長 中野社会就労センター所長 豊田社会就労センター所長 </p> <p> 子ども・教育部 部長：子ども部長 教育次長 部員：子育て課長 子ども相談室長 保育課長 学校教育課長 南部学校給食センター所長 生涯学習課長 中央公民館長 北部公民館長 西部公民館長 豊田公民館長 図書館長 博物館長 </p> <p> くらしと文化部 部長：くらしと文化部長 部員：環境課長 文化スポーツ振興課長 市民課長 人権・男女共同参画課長 中山晋平記念館長 高野辰之記念館長 市民協働推進室長 </p> <p> 経済部 部長：経済部長 部員：農政課長 売れる農業推進室長 営業推進課長 農業委員会事務局長 </p> <p> 建設水道部 部長：建設水道部長 部員：道路河川課長 都市計画課長 上下水道課長 </p> <p> 消防部 部長：消防部長 部員：消防課長 </p> <p> 議会部 部長：議会事務局長 部員：議会事務局次長 </p> <p> 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) (教育長) 事務局：危機管理課 </p>	<p>イ 対策本部の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>役職</th> <th>構成員</th> <th>班体制※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>本部長</td> <td>市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>副本部長</td> <td>副市長・教育長</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">本部</td> <td>総務部</td> <td>総務部長・会計管理者</td> <td>庶務班・財政班</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>健康づくり班・福祉班</td> </tr> <tr> <td>子ども・教育部</td> <td>子ども部長・教育次長</td> <td>子ども班・教育班</td> </tr> <tr> <td>くらしと文化部</td> <td>くらしと文化部長</td> <td>市民班・環境班</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>経済部長</td> <td>農政班・商工班</td> </tr> <tr> <td>建設水道部</td> <td>建設水道部長</td> <td>建設班・都市班・上下水道班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">員</td> <td>消防部</td> <td>消防部長</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>議会部</td> <td>議会事務局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>危機管理課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※各班の班長、分掌事務は「災害対策本部組織及び事務分掌」参照</p>		役職	構成員	班体制※		本部長	市長			副本部長	副市長・教育長		本部	総務部	総務部長・会計管理者	庶務班・財政班	健康福祉部	健康福祉部長	健康づくり班・福祉班	子ども・教育部	子ども部長・教育次長	子ども班・教育班	くらしと文化部	くらしと文化部長	市民班・環境班	経済部	経済部長	農政班・商工班	建設水道部	建設水道部長	建設班・都市班・上下水道班	員	消防部	消防部長	消防班	議会部	議会事務局長		事務局		危機管理課	
	役職	構成員	班体制※																																										
	本部長	市長																																											
	副本部長	副市長・教育長																																											
本部	総務部	総務部長・会計管理者	庶務班・財政班																																										
	健康福祉部	健康福祉部長	健康づくり班・福祉班																																										
	子ども・教育部	子ども部長・教育次長	子ども班・教育班																																										
	くらしと文化部	くらしと文化部長	市民班・環境班																																										
	経済部	経済部長	農政班・商工班																																										
	建設水道部	建設水道部長	建設班・都市班・上下水道班																																										
員	消防部	消防部長	消防班																																										
	議会部	議会事務局長																																											
事務局		危機管理課																																											

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																																										
3	非常参集職員の活動	<p>ウ・エ [略]</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部（部長）</th> <th>班（班長）</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)</td> <td>庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)</td> <td>[略] ・市民への広報に関すること（避難の<u>勧告、指示</u>等）。 ・<u>気象予警報</u>の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部 (健康福祉部長)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)</td> <td>[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)</td> <td rowspan="2">子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)</td> <td>[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>・避難所の運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">くらしと文化部 (くらしと文化部長)</td> <td rowspan="2">市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部（部長）	班（班長）	分掌事務	総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)	庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)	[略] ・市民への広報に関すること（避難の <u>勧告、指示</u> 等）。 ・ <u>気象予警報</u> の伝達に関すること。	[略]	[略]	健康福祉部 (健康福祉部長)	[略]	[略]	福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。	子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)	子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。	・避難所の運営に関すること。	くらしと文化部 (くらしと文化部長)	市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	[略]	[略]	<p>ウ・エ [略]</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織及び事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部（部長）</th> <th>班（班長）</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)</td> <td>庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)</td> <td>[略] ・市民への広報に関すること（避難の_____指示等）。 ・<u>災害に関する警報、予報等</u>の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康福祉部 (健康福祉部長)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)</td> <td>[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。 ・<u>被災者生活再建支援</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)</td> <td rowspan="2">子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)</td> <td>[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>・子どもの生活・安全対策に関する<u>こと</u>。 ・避難所の運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">くらしと文化部 (くらしと文化部長)</td> <td rowspan="2">市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (消費生活センター所長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部（部長）	班（班長）	分掌事務	総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)	庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)	[略] ・市民への広報に関すること（避難の_____指示等）。 ・ <u>災害に関する警報、予報等</u> の伝達に関すること。	[略]	[略]	健康福祉部 (健康福祉部長)	[略]	[略]	福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。 ・ <u>被災者生活再建支援</u> に関すること。	子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)	子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。	・子どもの生活・安全対策に関する <u>こと</u> 。 ・避難所の運営に関すること。	くらしと文化部 (くらしと文化部長)	市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (消費生活センター所長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	[略]	[略]
部（部長）	班（班長）	分掌事務																																											
総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)	庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)	[略] ・市民への広報に関すること（避難の <u>勧告、指示</u> 等）。 ・ <u>気象予警報</u> の伝達に関すること。																																											
	[略]	[略]																																											
健康福祉部 (健康福祉部長)	[略]	[略]																																											
	福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。																																											
子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)	子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。																																											
		・避難所の運営に関すること。																																											
くらしと文化部 (くらしと文化部長)	市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	[略]																																											
		[略]																																											
部（部長）	班（班長）	分掌事務																																											
総務部 (総務部長) (豊田支所長) (会計管理者)	庶務班 (庶務課長) (危機管理課長) (税務課長) (政策情報課長) (地域振興課長) (行政委員会事務局長)	[略] ・市民への広報に関すること（避難の_____指示等）。 ・ <u>災害に関する警報、予報等</u> の伝達に関すること。																																											
	[略]	[略]																																											
健康福祉部 (健康福祉部長)	[略]	[略]																																											
	福祉班 (福祉課長) (高齢者支援課長) (中野社会就労センター所長) (豊田社会就労センター所長)	[略] ・障がい児（者）・独り暮らし高齢者等の生活・安全対策に関すること。 ・ <u>被災者生活再建支援</u> に関すること。																																											
子ども・教育部 (子ども部長) (教育次長)	子ども班 (子育て課長) (子ども相談室長) (保育課長)	[略] ・保育所・児童福祉施設関係の被害調査及び応急対策に関すること。																																											
		・子どもの生活・安全対策に関する <u>こと</u> 。 ・避難所の運営に関すること。																																											
くらしと文化部 (くらしと文化部長)	市民班 (市民課長) (市民協働推進室長) (消費生活センター所長) (文化スポーツ振興課長) (人権・男女共同参画課長) (中山晋平記念館長) (高野辰之記念館長)	[略]																																											
		[略]																																											

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																		
3	非常参集職員の活動	<table border="1" data-bbox="338 193 1218 488"> <tr> <td data-bbox="338 193 539 233">[略]</td> <td data-bbox="539 193 815 233">[略]</td> <td data-bbox="815 193 1218 233">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 233 539 376"> 経済部 （経済部長） </td> <td data-bbox="539 233 815 376"> 農政班 （農政課長） <u>（売れる農業推進室長）</u> （農業委員会事務局長） </td> <td data-bbox="815 233 1218 376">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 376 539 448">[略]</td> <td data-bbox="539 376 815 448"> 商工班 （営業推進課長） </td> <td data-bbox="815 376 1218 448">[略]</td> </tr> </table> <p data-bbox="338 488 1218 520">[略]</p> <p data-bbox="338 520 1218 552">オ～キ [略]</p> <p data-bbox="338 552 1218 584">(3) [略]</p> <p data-bbox="338 584 1218 616">2 関係機関</p> <p data-bbox="338 616 1218 647">(1) 責務</p> <p data-bbox="338 647 1218 679">ア 指定地方行政機関</p> <p data-bbox="338 679 1218 807">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="338 807 1218 839">イ 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p data-bbox="338 839 1218 983">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="338 983 1218 1046">ウ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に基づく防災に関する責務を有する者</p> <p data-bbox="338 1046 1218 1190">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、<u>県地域防災計画及び市地域防災計画</u>の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="338 1190 1218 1222">(2) [略]</p>	[略]	[略]	[略]	経済部 （経済部長）	農政班 （農政課長） <u>（売れる農業推進室長）</u> （農業委員会事務局長）	[略]	[略]	商工班 （営業推進課長）	[略]	<table border="1" data-bbox="1249 193 2130 488"> <tr> <td data-bbox="1249 193 1451 233">[略]</td> <td data-bbox="1451 193 1727 233">[略]</td> <td data-bbox="1727 193 2130 233">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 233 1451 376"> 経済部 （経済部長） </td> <td data-bbox="1451 233 1727 376"> 農政班 （<u>農業振興課長</u>） _____ （農業委員会事務局長） </td> <td data-bbox="1727 233 2130 376">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 376 1451 448">[略]</td> <td data-bbox="1451 376 1727 448"> 商工班 （<u>商工観光課長</u>） </td> <td data-bbox="1727 376 2130 448">[略]</td> </tr> </table> <p data-bbox="1249 488 2130 520">[略]</p> <p data-bbox="1249 520 2130 552">オ～キ [略]</p> <p data-bbox="1249 552 2130 584">(4) [略]</p> <p data-bbox="1249 584 2130 616">2 関係機関</p> <p data-bbox="1249 616 2130 647">(1) 責務</p> <p data-bbox="1249 647 2130 679">ア 指定地方行政機関</p> <p data-bbox="1249 679 2130 807">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、<u>防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画</u>の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="1249 807 2130 839">イ 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p data-bbox="1249 839 2130 983">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、<u>防災業務計画、県地域防災計画及び県広域受援計画</u>の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="1249 983 2130 1046">ウ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に基づく防災に関する責務を有する者</p> <p data-bbox="1249 1046 2130 1190">市内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、<u>地域防災計画（県・市）及び受援計画（県・市）</u>の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。</p> <p data-bbox="1249 1190 2130 1222">(2) [略]</p>	[略]	[略]	[略]	経済部 （経済部長）	農政班 （ <u>農業振興課長</u> ） _____ （農業委員会事務局長）	[略]	[略]	商工班 （ <u>商工観光課長</u> ）	[略]
[略]	[略]	[略]																			
経済部 （経済部長）	農政班 （農政課長） <u>（売れる農業推進室長）</u> （農業委員会事務局長）	[略]																			
[略]	商工班 （営業推進課長）	[略]																			
[略]	[略]	[略]																			
経済部 （経済部長）	農政班 （ <u>農業振興課長</u> ） _____ （農業委員会事務局長）	[略]																			
[略]	商工班 （ <u>商工観光課長</u> ）	[略]																			

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
4	広域相互応援活動	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から中野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、<u>広域相互応援活動を実施する。</u>（別図1参照）</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>応援要請に当たっては、受け入れ体制に不備がないよう十分配慮する。</u></p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）</p> <p>ア 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>応援側地方公共団体等（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から中野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、<u>協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</u>（別図1参照）</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。</u></p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、<u>被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 市・関係機関（公共機関、その他事業者）</p> <p>ア 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>応援側地方公共団体等（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p><u>なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
5	ヘリコプターの 出動要請計画	<p>第2 対 策</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ ヘリコプター要請手続要領</p> <p>(7) <u>県警ヘリコプター</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するに当たり、状況に応じて、県警ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p>[図 略]</p> <p>また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。</p>  <p>(i) <u>広域航空消防応援ヘリコプター</u></p> <p><u>広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援要請する。</u></p> <p>[図 略]</p>	<p>第2 対 策</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ ヘリコプター要請手続要領</p> <p>(7) <u>消防防災ヘリコプター</u></p> <p><u>災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。</u></p>  <p>※ <u>連絡用無線 消防デジタル無線 (主運用波)</u> 呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」</p> <p>(i) <u>県警ヘリコプター</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p>[図 略]</p> <p>また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。</p>  <p>(7) <u>広域航空消防応援等ヘリコプター</u></p> <p><u>災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、応援要請する。</u></p> <p>a <u>広域航空応援要請手続</u></p> <p>[図 略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																																																
5	ヘリコプターの 出動要請計画	<p><u>〔参 考〕</u></p> <p><u>a</u> 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第<u>一</u>次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>群馬県</td> <td>東京消防庁</td> <td>新潟県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>富山県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p><u>b</u> 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>京都府</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>石川県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p><u>(ウ)</u> 自衛隊ヘリコプター 〔図 略〕</p> <p><u>(エ)</u> ドクターヘリ 〔略〕</p>	群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県	埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市	<p><u>b</u> 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p><u>(a)</u> 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第<u>1</u>次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>横浜市</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p><u>(b)</u> 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>千葉市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> <td>福井県</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p><u>(エ)</u> 自衛隊ヘリコプター 〔図 略〕</p> <p><u>(オ)</u> 海上保安庁ヘリコプター 救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">危機管理部 (災害対策本部)</td> <td style="padding: 0 5px;">---></td> <td style="padding: 2px 5px;">知 事</td> </tr> </table> → <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">海上保安庁 (第九管区海上保安本部長)</td> </tr> </table> </div> <p><u>(カ)</u> ドクターヘリ 〔略〕</p>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	危機管理部 (災害対策本部)	--->	知 事	海上保安庁 (第九管区海上保安本部長)
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県																																															
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市																																															
栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市																																														
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市																																														
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県																																															
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																															
栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県																																														
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																														
危機管理部 (災害対策本部)	--->	知 事																																																	
海上保安庁 (第九管区海上保安本部長)																																																			

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）												
6	自衛隊の災害派遣	<p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。 また、<u>緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。</u></p> <p>第2 対策 1・2 [略]</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請 (1) 市 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。 (2) 関係機関（指定地方行政機関等） 指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する<u>ものとする。</u> (3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">災害派遣要請の手続系統（通知・連絡先）</p> <p>[図中]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">勤務時間中</th> <th style="width: 50%;">勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁の場合)</td> <td>気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>8-535-79</u> (県庁、合庁の場合)</td> </tr> <tr> <td>FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u></td> <td>FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間中	勤務時間外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁の場合)	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>8-535-79</u> (県庁、合庁の場合)	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u>	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u>	<p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、<u>県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。</u> また、<u>災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</u> <u>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市及び県は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</u></p> <p>第2 対策 1・2 [略]</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請 (1) 市 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、<u>現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。</u> (2) 関係機関（指定地方行政機関等） 指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、<u>現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。</u> (3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">災害派遣要請の手続系統（通知・連絡先）</p> <p>[図中]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">勤務時間中</th> <th style="width: 50%;">勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 <u>81-535-79</u> (県庁、合庁の場合)</td> <td>気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>81-535-61</u> (県庁、合庁の場合)</td> </tr> <tr> <td>FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-76</u></td> <td>FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-62</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務時間中	勤務時間外	気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 <u>81-535-79</u> (県庁、合庁の場合)	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>81-535-61</u> (県庁、合庁の場合)	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-76</u>	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-62</u>
勤務時間中	勤務時間外														
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁の場合)	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>8-535-79</u> (県庁、合庁の場合)														
FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u>	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>8-535-76</u>														
勤務時間中	勤務時間外														
気付先 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(235) 防災行政無線 <u>81-535-79</u> (県庁、合庁の場合)	気付先 松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(301) 防災行政無線 <u>81-535-61</u> (県庁、合庁の場合)														
FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-76</u>	FAX NTT 0263-26-2766(239) 防災行政無線 <u>81-535-62</u>														

節	節 名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
7	救助・救急・医療活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住民及び自主防災組織</p> <p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。</p> <p>特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、中高医師会及び飯水医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時には下記の医療救護活動等を行う。</p> <p>〈救護班の編成〉[略]</p> <p>〈救護班等の業務内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度の判定 ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 ・救急処置の実施 ・救急活動の記録 ・<u>死体の検案</u> ・その他必要な事項 <p>イ [略]</p> <p>ウ 医療機関における<u>収容</u>可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p>また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住 民</p> <p>発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心がける。</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住民及び自主防災組織</p> <p><u>住民同士又は自主防災組織内において</u>、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、<u>(共助)</u>、消防機関、救護班等に協力する。</p> <p>特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、中高医師会及び飯水医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時には下記の医療救護活動等を行う。</p> <p>〈救護班の編成〉[略]</p> <p>〈救護班等の業務内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度の判定 ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 ・救急処置の実施 ・救急活動の記録 ・<u>遺体の検案</u> ・その他必要な事項 <p>イ [略]</p> <p>ウ 医療機関における<u>受入</u>可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p>また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住 民</p> <p>発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は<u>感染症対策を講じた上で</u>、自発的に救急活動を行うよう心がける。</p>

節	節 名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)
8	消防活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岳南広域消防組合 ア～ウ [略] エ 避難の指示・勧告 市長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。 オ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住民、自主防災組織等 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。</p> <p>特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岳南広域消防組合 ア～ウ [略] エ 避難の指示_____市長が住民に対し、避難の指示_____を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。 オ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住民、自主防災組織等 <u>住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)</u>、消防機関に協力する。</p> <p>特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p>
9	水防活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>(1) 市 ア～オ [略] カ 避難指示・勧告 市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、「<u>千曲川洪水ハザードマップ</u>」の浸水想定区域を考慮し、危険地域について避難の指示・勧告を速やかに実施する(洪水時の避難施設については、資料7-4を参照のこと。) キ [略]</p> <p>(2) 関係機関 ア [略] イ 水防資機材の貸与等 水防管理者の備蓄する水防<u>資材</u>に不足が生じたときは、所管する水防資機材の貸与等を行う<u>ものとする</u>。</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>(1) 市 ア～オ [略] カ 避難指示_____市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、_____の浸水想定区域を考慮し、危険地域について避難の指示_____を速やかに実施する(洪水時の避難施設については、資料7-4を参照のこと。) キ [略]</p> <p>(2) 関係機関 ア [略] イ 水防資機材の貸与等 水防管理者の備蓄する水防<u>資機材</u>に不足が生じたときは、所管する水防資機材・<u>車輛</u>の貸与等を行う_____。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
10	要配慮者に対する応急活動	<p>第10節 要配慮者に対する応急活動 （総務部・健康福祉部・子ども部・建設水道部）</p> <p>第1 〔略〕 第2 対 策 1 避難受入活動 (1) 避難<u>勧告</u>等をはじめとする災害情報の周知 〔略〕 (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお、発災時には、避難行動要支援者本人の<u>同意</u>の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 〔略〕 2～4 〔略〕</p>	<p>第10節 要配慮者に対する応急活動 （総務部・健康福祉部・子ども部・<u>くらしと文化部</u>・建設水道部）</p> <p>第1 〔略〕 第2 対 策 1 避難受入活動 (1) 避難<u>指示</u>等をはじめとする災害情報の周知 〔略〕 (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお、発災時には、避難行動要支援者本人の<u>名簿情報の提供の拒否</u>の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 〔略〕 2～4 〔略〕</p>
11	緊急輸送活動	〔変更なし〕	
12	障害物の処理活動	〔変更なし〕	
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>第1 〔略〕 第2 対 策 1 避難<u>勧告</u>等 災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための<u>勧告</u>又は指示を行う。 また、避難行動要支援者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難<u>勧告</u>の前段階として、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発表する。 (1) 避難<u>勧告</u>等の実施機関、根拠等 ア 避難<u>勧告</u>等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難勧告</u>等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>第1 〔略〕 第2 対 策 1 避難<u>指示</u>等 災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための<u>指示</u>を行う。 また、避難行動要支援者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難<u>指示</u>の前段階として、<u>高齢者等避難</u>を発表する。 (1) 避難<u>指示</u>等の実施機関、根拠等 ア 避難<u>指示</u>等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難指示</u>等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。 その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）				新（令和3年度修正案）																																																																					
13	避難受入れ及び情報提供活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、受入れ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) 避難勧告等の意味</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</td> </tr> </table> <p>(3) 避難勧告等の区分及び発令時期等</p> <p>ア 災害全般</p> <p>避難勧告等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>○避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>●避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危</td> <td>●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民</td> </tr> </tbody> </table>				実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難準備・高齢者等避難開始	[略]	[略]	[略]	避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示（緊急）	[略]	[略]	[略]	避難所の開設、受入れ	[略]	[略]	[略]	避難準備・高齢者等避難開始	[略]	避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。	避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。	区分	発令時の状況	住民に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始	避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始	避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危	●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民	<p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) 避難指示等の意味</p> <table border="1"> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</td> </tr> </table> <p>(3) 避難情報の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</td> <td>●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</td> <td>●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</td> <td>●発令される状況 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど</td> </tr> </tbody> </table>				実施事項	機関等	根拠	対象災害	高齢者等避難	[略]	[略]	[略]	避難指示	[略]	[略]	[略]	指定避難所の開設、受入れ	[略]	[略]	[略]	高齢者等避難	[略]	避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																																								
避難準備・高齢者等避難開始	[略]	[略]	[略]																																																																								
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																																								
避難指示（緊急）	[略]	[略]	[略]																																																																								
避難所の開設、受入れ	[略]	[略]	[略]																																																																								
避難準備・高齢者等避難開始	[略]																																																																										
避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。																																																																										
避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。																																																																										
区分	発令時の状況	住民に求める行動																																																																									
避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始																																																																									
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始																																																																									
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危	●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民																																																																									
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																																								
高齢者等避難	[略]	[略]	[略]																																																																								
避難指示	[略]	[略]	[略]																																																																								
指定避難所の開設、受入れ	[略]	[略]	[略]																																																																								
高齢者等避難	[略]																																																																										
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。																																																																										
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																																																																										
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																																																																										
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。																																																																										
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する住宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど																																																																										

節	節名	旧(平成30年2月)	新(令和3年度修正案)								
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p style="text-align: center;"> 険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況 は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 </p> <p>イ 土砂災害に係る避難勧告等の時期 市長は、次の場合、土砂災害危険箇所内の住民に対し、避難勧告等を発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">土砂災害危険箇所の状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> 次のいずれかに該当する場合は、避難準備情報を発令するものとする。 (1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難勧告</td> <td> 次のいずれかに該当する場合は、避難勧告を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 (2) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (3) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (4) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">避難指示(緊急)</td> <td> 次のいずれかに該当する場合は、避難指示を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3) 土砂災害が発生した場合 (4) 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 (5) 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 洪水災害に係る避難勧告等の時期</p>	区 分	土砂災害危険箇所の状況等	避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれかに該当する場合は、避難準備情報を発令するものとする。 (1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	避難勧告	次のいずれかに該当する場合は、避難勧告を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 (2) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (3) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (4) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	避難指示(緊急)	次のいずれかに該当する場合は、避難指示を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3) 土砂災害が発生した場合 (4) 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 (5) 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合	<p style="text-align: center;">新(令和3年度修正案)</p> <p>普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、避難が望ましい場所の居住者等が自主的に避難するタイミングである。</p> <p>●発表される状況 気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</p> <p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報(気象庁が発表)</p> <p>●発表される状況 今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p> <p>(4) 避難指示等の発令基準</p> <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難発令基準</p> <p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が避難判断水位※(レベル3水位)に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ※千曲川 立ヶ花観測所 7.5m 夜間瀬川 星川観測所 1.4m</p> <p>2 洪水予報により、指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位※(レベル4水位)に到達する予測が発表されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) ※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m</p> <p>3 指定河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合</p> <p>4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点までに発令)</p> <p>6 近隣での浸水や、中小河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合</p> <p>●土砂災害警戒区域で次の1～3のいずれかに該当する場合</p> <p>1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」「警戒レベル3相当情報[土砂災害]」となった場合 ※ 大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風</p>
区 分	土砂災害危険箇所の状況等										
避難準備・高齢者等避難開始	次のいずれかに該当する場合は、避難準備情報を発令するものとする。 (1) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合										
避難勧告	次のいずれかに該当する場合は、避難勧告を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表された場合 (2) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 (3) 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (4) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合										
避難指示(緊急)	次のいずれかに該当する場合は、避難指示を発令するものとする。 (1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3) 土砂災害が発生した場合 (4) 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 (5) 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合										

節	節名	旧(平成30年2月)	新(令和3年度修正案)																		
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>市長は、河川の水位情報及び今後の気象情報等を勘案し、必要と認めるときは、<u>浸水想定区域の住民に対し、避難勧告等を行う。避難勧告等に当たったの目安となる情報は、次のとおりである。</u></p> <p>(7) <u>河川の水位</u></p> <table border="1" data-bbox="338 325 1218 647"> <thead> <tr> <th>水位の名称</th> <th>水位の位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>・水防団が出動のために待機する水位</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意水位</td> <td>・はん濫に関する情報に対する住民への注意喚起 ・水防団の出動の目安</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険水位</td> <td>・避難勧告の発令判断の目安 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) <u>河川の状況等</u></p> <table border="1" data-bbox="338 683 1218 1219"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川の状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>○千曲川又は夜間瀬川はん濫警戒情報が発表されたとき ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>○千曲川又は夜間瀬川はん濫危険情報が発表されたとき ○近隣で浸水が拡大しているとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>○千曲川又は夜間瀬川のはん濫発生情報が発表されたとき ○堤防が決壊したとき ○堤防天端に水位が到達したとき ○破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ○近隣で床上浸水に及んでいるとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖の状況に至ったとき</td> </tr> </tbody> </table>	水位の名称	水位の位置付け	水防団待機水位	・水防団が出動のために待機する水位	はん濫注意水位	・はん濫に関する情報に対する住民への注意喚起 ・水防団の出動の目安	避難判断水位	・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考	はん濫危険水位	・避難勧告の発令判断の目安 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位	区分	河川の状況等	避難準備・高齢者等避難開始	○千曲川又は夜間瀬川はん濫警戒情報が発表されたとき ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき	避難勧告	○千曲川又は夜間瀬川はん濫危険情報が発表されたとき ○近隣で浸水が拡大しているとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき	避難指示(緊急)	○千曲川又は夜間瀬川のはん濫発生情報が発表されたとき ○堤防が決壊したとき ○堤防天端に水位が到達したとき ○破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ○近隣で床上浸水に及んでいるとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖の状況に至ったとき	<p>等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点までに発令)</p> <p>※ 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき、雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降りに降雨の継続が予想される場合、発令を検討する。</p> <p>※ 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>【警戒レベル4】 避難指示発令基準</p> <p>●洪水予報河川等で次の1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位※(レベル4水位)に到達したと発表された場合 ※千曲川 立ヶ花観測所 9.2m 夜間瀬川 星川観測所 1.8m</p> <p>2 指定河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到達していないものの、指定河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位※に到達することが予想される場合 ※千曲川 立ヶ花観測所 10.75m 夜間瀬川 星川観測所 2.14m 計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達することが予想される場合</p> <p>3 指定河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点までに発令)</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※ 夜間・未明であっても、上記1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>●土砂災害警戒区域で以下の1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2 記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合</p>
水位の名称	水位の位置付け																				
水防団待機水位	・水防団が出動のために待機する水位																				
はん濫注意水位	・はん濫に関する情報に対する住民への注意喚起 ・水防団の出動の目安																				
避難判断水位	・避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考																				
はん濫危険水位	・避難勧告の発令判断の目安 ・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位																				
区分	河川の状況等																				
避難準備・高齢者等避難開始	○千曲川又は夜間瀬川はん濫警戒情報が発表されたとき ○近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき																				
避難勧告	○千曲川又は夜間瀬川はん濫危険情報が発表されたとき ○近隣で浸水が拡大しているとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき																				
避難指示(緊急)	○千曲川又は夜間瀬川のはん濫発生情報が発表されたとき ○堤防が決壊したとき ○堤防天端に水位が到達したとき ○破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ○近隣で床上浸水に及んでいるとき ○排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖の状況に至ったとき																				

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
13	避難受入れ及び 情報提供活動		<p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>6 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※ 夜間・未明であっても、上記1～3又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※ 上記1～6以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。</p> <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保発令基準</p> <p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合で、以下のいずれかに該当する場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>●洪水予報河川等で次の1～5のいずれかに該当する場合 （災害が切迫）</p> <p>1 指定河川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>2 指定河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門等の施設及び排水ポンプの機能支障等が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認）</p> <p>5 堤防の決壊や越水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」、水防団からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 上記1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>●土砂災害警戒区域で次の1、2のいずれかに該当する場合 （災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合</p> <p>※ 大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																		
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>(4) 関係機関相互の通知及び連絡 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 〔図 略〕 ア 市長は、避難勧告等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(5) 避難勧告等の内容 避難勧告等を行うに際して、次の事項を明確にする。 ア 〔略〕</p>	<p>(災害発生を確認)</p> <p>2 土砂災害の発生が確認された場合 ※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p> <p>(5) 水防法に基づく洪水予報河川等における洪水予報</p> <table border="1" data-bbox="1249 432 2134 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 432 1323 496">種類</th> <th data-bbox="1323 432 1563 496">発表基準</th> <th data-bbox="1563 432 1787 496">洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)</th> <th data-bbox="1787 432 2134 496">発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1249 496 1323 922" rowspan="3">洪水 警報</td> <td data-bbox="1323 496 1563 922" rowspan="3">溢水・氾濫等により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="1563 496 1787 564">氾濫発生情報 (レベル5)</td> <td data-bbox="1787 496 2134 564">洪水予報区間内で氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1563 564 1787 730">氾濫危険情報 (レベル4)</td> <td data-bbox="1787 564 2134 730">千曲川、立ヶ花観測所・夜間瀬川、星川観測所（以下「基準地点」という。）の水位が氾濫危険水位（立ヶ花9.2m・星川1.8m）に達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1563 730 1787 922">氾濫警戒情報 (レベル3)</td> <td data-bbox="1787 730 2134 922">基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位（立ヶ花7.5m・星川1.4m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 922 1323 1155" rowspan="2">洪水 注意 報</td> <td data-bbox="1323 922 1563 1155" rowspan="2">基準地点の水位が氾濫注意水位を超え、なお水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき。</td> <td data-bbox="1563 922 1787 1059">氾濫注意情報 (レベル2)</td> <td data-bbox="1787 922 2134 1059">基準地点の水位が氾濫注意水位（立ヶ花5m・星川1.3m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1563 1059 1787 1155">(発表なし) (レベル1)</td> <td data-bbox="1787 1059 2134 1155">基準地点の水位が水防団待機水位（立ヶ花3m・星川0.6m）に到達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 関係機関相互の通知及び連絡 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 〔図 略〕 ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(7) 避難指示等の内容 避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。 ア 〔略〕</p>	種類	発表基準	洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)	発表時期	洪水 警報	溢水・氾濫等により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	氾濫危険情報 (レベル4)	千曲川、立ヶ花観測所・夜間瀬川、星川観測所（以下「基準地点」という。）の水位が氾濫危険水位（立ヶ花9.2m・星川1.8m）に達したとき	氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位（立ヶ花7.5m・星川1.4m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	洪水 注意 報	基準地点の水位が氾濫注意水位を超え、なお水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（立ヶ花5m・星川1.3m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき	(発表なし) (レベル1)	基準地点の水位が水防団待機水位（立ヶ花3m・星川0.6m）に到達したとき
種類	発表基準	洪水予報の表題 (洪水危険度レベル)	発表時期																		
洪水 警報	溢水・氾濫等により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき																		
		氾濫危険情報 (レベル4)	千曲川、立ヶ花観測所・夜間瀬川、星川観測所（以下「基準地点」という。）の水位が氾濫危険水位（立ヶ花9.2m・星川1.8m）に達したとき																		
		氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位（立ヶ花7.5m・星川1.4m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき																		
洪水 注意 報	基準地点の水位が氾濫注意水位を超え、なお水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（立ヶ花5m・星川1.3m）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき																		
		(発表なし) (レベル1)	基準地点の水位が水防団待機水位（立ヶ花3m・星川0.6m）に到達したとき																		

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>イ 避難勧告等の対象地域 ウ～オ [略]</p> <p>(6) 住民への周知 ア 避難勧告等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。 イ～エ [略]</p> <p>(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 [略]</p> <p>(8) 市有施設における避難活動 ア [略] イ 避難勧告等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 実施者 ア [略] イ <u>水防団長、水防団員、消防職員</u>（水防法第21条） ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 実施内容の周知・伝達 ア 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難勧告</u>等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 イ [略]</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 避難勧告等を行った者（実施機関） ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>イ 避難指示等の対象地域 ウ～オ [略]</p> <p>(8) 住民への周知 ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。 イ～エ [略]</p> <p>(9) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 [略]</p> <p>(10) 市有施設における避難活動 ア [略] イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) 実施者 ア [略] イ <u>消防機関に属する者</u>（水防法第21条） ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 実施内容の周知・伝達 ア 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難指示</u>等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 イ [略]</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 避難指示等を行った者（実施機関） ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れ保護するため、<u>避難所を開設する。</u>（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4によるものとする。）</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。</p> <p>オ <u>避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u></p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>カ <u>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u></p> <p>キ <u>避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</u></p> <p>ク 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>ケ <u>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u></p>	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れ保護するため<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u>（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4による。）</p> <p>イ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。</p> <p>エ <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u></p> <p>(ア)～(カ) [略]</p> <p>オ <u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u></p> <p>カ <u>避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</u></p> <p>キ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>ク <u>指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>コ <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p>サ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>シ <u>避難所への受入れ及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u> (ア)～(オ) [略]</p> <p>ス <u>避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</u></p> <p>セ <u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>ソ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>タ <u>ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>市教育委員会及び学校長等</u> ア 学校等が<u>避難所</u>として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。 また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>避難所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 イ 学校長等は、<u>避難所の運営</u>について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p>	<p>ケ <u>指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u></p> <p>コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>サ <u>指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u> (ア)～(オ) [略]</p> <p>シ <u>指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</u></p> <p>ス <u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>セ やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>ソ <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u></p> <p>タ <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。</u></p> <p>チ <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>(2) <u>学校長等</u> ア 学校等が<u>指定避難所</u>として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。 また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>指定避難所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 イ 学校長等は、<u>指定避難所の運営</u>について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>ウ <u>幼児及び児童生徒</u>が在校時等に災害が発生し、<u>避難所</u>として利用される場合、学校長等は、<u>幼児及び児童生徒</u>と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、<u>避難所内</u>に避難者と<u>幼児及び児童生徒</u>のための場所を明確に区分する。</p> <p>(3) 関係機関 ア <u>避難所</u>の運営について、必要に応じ市長に協力するものとする。 イ・ウ [略]</p> <p>(4) 住民 <u>避難所</u>の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難者を受け入れるときは、<u>避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 市 ア 市は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>イ 市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>紙媒体</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>ウ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、<u>指定避難所</u>として利用される場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、<u>指定避難所内</u>に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(3) 関係機関 ア <u>指定避難所</u>の運営について、必要に応じ市長に協力する。 イ・ウ [略]</p> <p>(4) 住民 <u>指定避難所</u>の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難者を受け入れるときは、<u>指定避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 市 ア 市は、県と連携し、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。<u>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</u></p> <p>イ 市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
14	孤立地域対策活動	[変更なし]	
15	食料品等の調達供給活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>市のみでの対応では必要量を満たせない場合は、県（北信地域振興局長）及び各種協定（資料3参照）の締結先に対して、食料の供給について種類及び数量を明示し、要請を行う。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村及び県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>2 [略]</p>
16	飲料水の調達供給活動	[変更なし]	
17	生活必需品の調達供給活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、要配慮者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。</u></p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。</u></p> <p>特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。</p>

節	節名	旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																				
18	保健衛生、感染症予防活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>感染症患者等が発生した場合は、北信保健福祉事務所の指導のもと、まん延防止のため感染症予防法に基づいた対応をとる。</u></p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 感染症予防活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</u></p> <p><u>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2) [略]</p>																																				
19	遺体の捜索及び対策等の活動	[変更なし]																																					
20	廃棄物の処理活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>必要に応じて仮置き場を設ける。</u>この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">ごみ処理施設及びし尿処理施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>豊田衛生センター</td> <td>中野市大字豊津 3913</td> <td>98 kl/日</td> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>不燃物処理センター</td> <td>山ノ内町大字戸狩 683-1</td> <td>20t/5h</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>	種別	名称	所在地	処理能力	[略]	[略]	[略]	[略]	し尿	豊田衛生センター	中野市大字豊津 3913	98 kl/日	金属類	不燃物処理センター	山ノ内町大字戸狩 683-1	20t/5h	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、<u>速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。</u>この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p style="text-align: center;">ごみ処理施設及びし尿処理施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>し尿</td> <td>中野浄化管理センター</td> <td>中野市大字江部 511</td> <td>38t/日</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) [略]</p> <p>2 [略]</p>	種別	名称	所在地	処理能力	[略]	[略]	[略]	[略]	し尿	中野浄化管理センター	中野市大字江部 511	38t/日	[略]	[略]	[略]	[略]
種別	名称	所在地	処理能力																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																				
し尿	豊田衛生センター	中野市大字豊津 3913	98 kl/日																																				
金属類	不燃物処理センター	山ノ内町大字戸狩 683-1	20t/5h																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																				
種別	名称	所在地	処理能力																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																				
し尿	中野浄化管理センター	中野市大字江部 511	38t/日																																				
[略]	[略]	[略]	[略]																																				

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
21	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	[変更なし]	
22	危険物施設等応急活動	[変更なし]	
23	電気施設応急活動	<p>第1 基本方針</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期復旧による迅速な供給再開 ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止 <p>を重点に応急対策を推進する。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(1) 関係機関（中部電力） [略]</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(1) 関係機関（中部電力） [略]</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(1) 関係機関（中部電力） [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期復旧による迅速な供給再開 ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止 <p>を重点に応急対策を推進する。<u>また、必要に応じて節電の呼びかけを行う。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 応急復旧体制の確立</p> <p>(1) 関係機関（中部電力パワーグリッド株） [略]</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(1) 関係機関（中部電力パワーグリッド株） [略]</p> <p>3 二次災害防止</p> <p>(1) 関係機関（中部電力パワーグリッド株） [略]</p>
24	都市ガス施設応急活動	[変更なし]	
25	上下水道施設応急活動	[変更なし]	
26	下水道施設等応急活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 市 「下水道施設台帳」、「農業集落排水処理施設台帳」及び「浄化槽台帳」等を活用し、市が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、中野市建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 市 「下水道施設台帳」、「農業集落排水施設台帳」等を活用し、市が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて、中野市建設業協会及び下水道施設運転管理受託業者等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
27	通信・放送施設 応急活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(1) 関係機関（東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)） ア～ウ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>(1) 関係機関（東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)） ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。</u></p> <p>3 [略]</p>
28	災害広報活動	<p>第1 基本方針</p> <p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 広報活動</p> <p>県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、音声告知放送、テレビ、ラジオ、インターネット、掲示板、広報誌「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、<u>公衆無線LAN</u>等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p><u>また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。</u></p> <p>なお、活動に際しては、<u>高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者</u>に対して、<u>十分配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 広報活動</p> <p>県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、音声告知放送、<u>緊急速報メール</u>、テレビ、ラジオ、インターネット、掲示板、広報誌「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、<u>ケーブルテレビコミュニティチャンネル</u>等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p><u>また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。</u></p> <p>(ア)～(ケ) [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
29	土砂災害等応急活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 市 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>勧告</u>等の処置を講じる。</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>勧告</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 市 ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>勧告</u>等の処置を講ずる。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>勧告・指示</u>が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 市 必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>勧告</u>等の措置を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>勧告・指示</u>が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 市 ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>勧告</u>等の処置を講じる。 イ [略]</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>勧告</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: center;">警報・避難<u>勧告</u>等発表時の連絡系統等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難<u>勧告</u>等を発表したとき（避難体制） [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 市 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>指示</u>等の処置を講じる。</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>指示</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 市 ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>指示</u>等の処置を講ずる。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>避難指示</u>等が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 市 必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>指示</u>等の措置を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>避難指示</u>等が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 市 ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>指示</u>等の処置を講じる。 イ [略]</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>指示</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: center;">警報・避難<u>指示</u>等発表時の連絡系統等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難<u>指示</u>等を発表したとき（避難体制） [略]</p>
30	建築物災害応急活動	[変更なし]	
31	道路及び橋梁応急活動	[変更なし]	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
32	河川施設等応急活動	[変更なし]	
33	災害の拡大と二次災害の防止活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p>
34	ため池災害応急活動	[変更なし]	
35	農林産物災害応急活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>[略]</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 県及び北信地域振興局は、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握に努める。</p> <p>イ 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 農産物災害応急対策</p> <p>[略]</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握に努める。</p> <p>イ 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図る。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>カ 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入れが必要となる場合には技術支援を行う。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
36	文教活動	<p>第1 基本方針 学校及び保育所は、多くの児童生徒等を<u>収容する</u>施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 児童生徒に対する避難誘導 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた<u>計画</u>に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(1) 市 ア [略] イ 児童生徒が在学中の場合の措置 (イ) [略] (イ) 市長等から避難の<u>勧告又は指示</u>があった場合及び学校長が必要と判断した場合は、児童生徒を速やかに指定された避難場所へ誘導する。 (ウ) [略] ウ [略]</p> <p>2 保育児童に対する避難誘導</p> <p>(1) 市 ア [略] イ 児童が在所中の場合の措置 (イ) [略] (イ) 市長等から避難の<u>勧告又は指示</u>があった場合及び所長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。 (ウ) [略] ウ [略]</p> <p>3 応急教育計画</p> <p>(1) 市 ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 (イ)・(イ) [略] (ウ) 学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、<u>(財)</u>長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。</p>	<p>第1 基本方針 学校及び保育所は、多くの児童生徒等を<u>受け入れる</u>施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 児童生徒に対する避難誘導 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた<u>計画（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する施設にあっては避難確保計画）</u>に基づき、児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(1) 市 ア [略] イ 児童生徒が在学中の場合の措置 (イ) [略] (イ) 市長等から避難の_____指示があった場合及び学校長が必要と判断した場合は、児童生徒を速やかに指定された避難場所へ誘導する。 (ウ) [略] ウ [略]</p> <p>2 保育児童に対する避難誘導等</p> <p>(1) 市 ア [略] イ 児童が在所中の場合の措置 (イ) [略] (イ) 市長等から避難の_____指示があった場合及び所長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指定された避難場所へ誘導する。 (ウ) [略] ウ [略]</p> <p>3 応急教育計画</p> <p>(1) 市 ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 (イ)・(イ) [略] (ウ) 学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、<u>(公財)</u>長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
36	文教活動	<p>イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 教育活動</p> <p> a [略]</p> <p> b 被災した児童生徒を学校に<u>収容する</u>ことが可能な場合は、<u>収容して</u>応急の教育を行う。</p> <p> c・d [略]</p> <p>(エ)～(カ) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 教育活動</p> <p> a [略]</p> <p> b 被災した児童生徒を学校に<u>受け入れる</u>ことが可能な場合は、<u>受け入れて</u>応急の教育を行う。</p> <p> c・d [略]</p> <p>(エ)～(カ) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
37	飼養動物の保護対策	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、<u>被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</u></p> <p>また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、<u>適正な飼養環境を確保する。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 保護対策の実施</p> <p>(1) 市</p> <p> ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、<u>放浪動物による危害及び環境悪化の防止並びに動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</u></p> <p>また、飼い主がペットと同行避難するための<u>適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 保護対策の実施</p> <p>(1) 市</p> <p> ア・イ [略]</p> <p> ウ <u>ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</u></p> <p> エ <u>感染症予防の措置等環境衛生の維持に努めるとともに、獣医師と連携し、必要に応じて受診させるなど、動物の健康維持に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p>
38	ボランティアの受入れ体制	<p>第1 基本方針</p> <p><u>災害時においては、大量かつ広範な支援要請が発生し、それに迅速、的確に対応することが求められる。</u></p> <p><u>事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 市</p> <p> ア 被災地における<u>支援要望の把握に努めるとともに、ボランティアのネットワークづくり及び情報の広報に努める。</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p><u>災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、市内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。</u></p> <p><u>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。</u></p> <p>第2 対策</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 市</p> <p> ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティアのネットワークづくり及び情報の広報に努める。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
38	ボランティアの受入れ体制	<p>イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの<u>受入れ</u>、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>ウ ボランティアの需給状況等について、<u>随時、県（災害対策本部）に報告する。</u></p> <p>(2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体 救援本部等を設置し、<u>県及び市の災害対策本部との連携の下にボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</u></p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) 市</p> <p><u>必要に応じボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</u></p> <p>(2) 社会福祉協議会 市社会福祉協議会は、<u>福祉救援現地本部を設置し、支援要望の把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。</u></p> <p>(3) 日本赤十字社長野県支部 市（災害対策本部）内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、<u>支援要望の把握、ボランティアの登録・受入れ、調整、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</u></p>	<p>イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの<u>受け入れ</u>、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>ウ <u>市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</u></p> <p>エ ボランティアの需給状況等について、<u>随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。</u></p> <p>(2) 社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体 救援本部等を設置し、<u>市及び県の災害対策本部との連携の下にボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</u></p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。</u></p> <p>イ <u>必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。</u></p> <p>(2) 社会福祉協議会 市社会福祉協議会は、<u>市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。</u></p> <p>(3) 日本赤十字社長野県支部 市（災害対策本部）内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、<u>被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート上、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</u></p>
39	義援物資及び義援金の受入れ体制	[変更なし]	
40	災害救助法の適用	[変更なし]	
41	鉄道施設応急活動	[変更なし]	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
42	観光地の災害応急対策	[新設]	<p>第42節 観光地の災害応急対策 （総務部・健康福祉部・くらしと文化部・経済部・消防部）</p> <p>第1 基本方針 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。</p> <p>第2 対策</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 市は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 市は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 市は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。</p> <p>(2) 市は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	復旧・復興の基本方針の決定	[変更なし]	
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘察し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努める。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘察し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努める。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u>また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>3 [略]</p>
3	計画的な復興	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>イ 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。</p> <p>また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p><u>地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</u></p> <p>イ 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
3	計画的な復興	<p>しつづ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>る計画を活用しつづ、<u>関係機関が緊密に連携し、</u>可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
4	資金計画	[変更なし]	
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>7～9 [略]</p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や総務部危機管理課を窓口とした罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>11 被災者台帳の作成</p> <p>必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>12・13 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>7～9 [略]</p> <p>10 罹災証明書の交付</p> <p>災害による住家等の被害の程度の調査や総務部_____を窓口とした罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p> <p>11 被災者台帳の作成</p> <p>必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。</p> <p>12・13 [略]</p>
6	被災中小企業等の復興	<p>第1 基本方針</p> <p>被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p><u>また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p> <p>第2 [略]</p>
7	被災した観光地の復興	[変更なし]	

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画
 第3編 震災対策編
 第1章 災害予防計画

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	地震に強いまちづくり	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 建築物等の安全化 (ア)～(エ) 〔略〕</p> <p>ウ～オ 〔略〕</p> <p>カ 災害応急対策への備え (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>(エ) 〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 建築物等の安全化 (ア)～(エ) 〔略〕</p> <p><u>(オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</u></p> <p><u>(カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</u></p> <p>ウ～オ 〔略〕</p> <p>カ 災害応急対策への備え (ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。 <u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>(エ) 〔略〕</p> <p><u>(オ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p><u>(カ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p>
2	情報の収集・連絡体制計画	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、<u>担当者等</u>を定めておく。</p> <p>イ～キ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、<u>担当者、目標時間等</u>を定めておく。</p> <p>イ～キ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）			
			節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
3 ・ 4	活動体制計画・ 広域相互応援計 画	[省略]	第3節	活動体制計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第4節	広域相互応援計画		
5	救助・救急・医療計画	[変更なし]				
6	消防活動計画	[変更なし]				
7	水防活動計画	[変更なし]				
8 ～ 10	要配慮者支援計画～障害物の処理計画	[省略]	第8節	要配慮者支援計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第9節	緊急輸送計画		
			第10節	障害物の処理計画		

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
11	避難の受入活動計画	<p>なお、市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 避難行動要支援者対策</p> <p>市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>エ 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 避難場所の確保（資料7-1参照）</p> <p>(1) 市</p> <p>[略]</p> <p>ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p>	<p>なお、市は、避難_____指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等</u>安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>ウ 避難行動要支援者対策</p> <p>市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、<u>避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>エ 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 避難場所の確保（資料7-1参照）</p> <p>(1) 市</p> <p>[略]</p> <p>ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
11	避難の受入活動計画	<p>なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>ウ〔略〕</p> <p>エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの<u>被災者</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>オ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 市</p> <p>ア〔略〕</p> <p>イ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、<u>避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>ウ〔略〕</p> <p>エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、<u>換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</u></p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>オ〔略〕</p> <p>カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</p> <p>ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、<u>一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護保険サービス施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>ケ・コ〔略〕</p>	<p>なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>ウ〔略〕</p> <p>エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの<u>被災住民</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>オ〔略〕</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 市</p> <p>ア〔略〕</p> <p>イ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、<u>指定避難所</u>としての機能は応急的なものであることを確認の上、<u>指定避難所</u>となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>ウ〔略〕</p> <p>エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</u></p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p><u>また、避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。</u></p> <p>オ〔略〕</p> <p>カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。<u>また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</u></p> <p>キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</p> <p>ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、<u>指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>ケ・コ〔略〕</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																	
11	避難の受入活動計画	<p>サ 県の「<u>避難所マニュアル策定指針</u>」等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。</p> <p>ス 指定避難所については、他の市町村からの<u>被災者</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>サ 「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」（令和2年7月改定）、<u>長野県避難所工KBスタンダード</u>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>ス 指定避難所については、他の市町村からの<u>被災住民</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>セ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) <u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p>ア <u>在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p>(2) <u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u></p>																	
12 ～ 15	孤立防止対策計画～生活必需品の備蓄・調達計画	[省略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12節</td> <td>孤立防止対策計画</td> <td></td> <td rowspan="4"> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> <tr> <td>第13節</td> <td>食料品等の備蓄・調達計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14節</td> <td>給水計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15節</td> <td>生活必需品の備蓄・調達計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第12節	孤立防止対策計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に	第13節	食料品等の備蓄・調達計画		第14節	給水計画		第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																	
第12節	孤立防止対策計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																	
第13節	食料品等の備蓄・調達計画																			
第14節	給水計画																			
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画																			

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）								
16	危険物施設等災害予防計画	[変更なし]									
17	電気施設災害予防計画	[省略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17節</td> <td>電気施設災害予防計画</td> <td></td> <td> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第17節	電気施設災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法								
第17節	電気施設災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に								
18	都市ガス施設災害予防計画	第1 [略] 第2 計 画 (1) 関係機関（長野都市ガス(株)須坂支社） ア～エ [略]	第1 [略] 第2 計 画 (1) 関係機関（長野都市ガス(株)_____） ア～エ [略]								
19	上水道施設災害予防計画	[変更なし]									
20	下水道施設等災害予防計画	第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。 本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小型合併処理浄化槽設置事業による全市下水道化を推進している。 〔後略〕 第2 計 画 1 下水道施設等の耐震性の確保 (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、池や河川に隣接している等 地盤が軟弱な地域に敷設されているもの 、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。 (2) [略]	第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設_____等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。 本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。 〔後略〕 第2 計 画 1 下水道施設等の耐震性の確保 (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、____河川に隣接している等 低地に設置されているもの 、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。 (2) [略]								

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																				
20	下水道施設等災害予防計画	2・3〔略〕 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充〔略〕 5〔略〕	2・3〔略〕 4 下水道施設台帳、農業集落排水____施設台帳の整備・拡充〔略〕 5〔略〕																				
21 ～ 24	通信・放送施設災害予防計画～ 防災都市計画	〔省略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第21節</td> <td>通信・放送施設災害予防計画</td> <td></td> <td rowspan="4"> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> <tr> <td>第22節</td> <td>災害広報計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23節</td> <td>土砂災害等の予防計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24節</td> <td>防災都市計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第21節	通信・放送施設災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に	第22節	災害広報計画		第23節	土砂災害等の予防計画		第24節	防災都市計画	
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																				
第21節	通信・放送施設災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																				
第22節	災害広報計画																						
第23節	土砂災害等の予防計画																						
第24節	防災都市計画																						
25	建築物災害予防計画	〔変更なし〕																					
26	道路及び橋梁災害予防計画	〔変更なし〕																					
27	河川施設等災害予防計画	〔変更なし〕																					
28	ため池災害予防計画	〔省略〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第28節</td> <td>ため池災害予防計画</td> <td></td> <td> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> </tbody> </table>				節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第28節	ため池災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に									
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																				
第28節	ため池災害予防計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																				

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
29	農林産物災害予防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、<u>農業改良普及センター</u>、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 農産物災害予防計画</p> <p>(1) 市</p> <p>農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 市</p> <p>市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施する。</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、<u>農業農村支援センター</u>、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>第2 計画</p> <p>1 農産物災害予防計画</p> <p>(1) 市</p> <p>農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 市</p> <p>市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。</u></p>
30	二次災害の予防計画	[変更なし]	
31	防災知識普及計画	<p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自分の命は、自分で守る。</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>[後略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 避難指示（緊急）、避難勧告の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>「<u>自らの命は自らが守る</u>」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>[後略]</p> <p>第2 計画</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 避難指示_____の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																							
31	防災知識普及計画	<p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(1) 市</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(1) 市</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により公開に努める。</u></p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p> <p>(2) [略]</p>																							
32 ～ 37	防災訓練計画～ 災害対策に係る 基金等積立及び 運用計画	[省略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編 参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第32節</td> <td>防災訓練計画</td> <td></td> <td rowspan="6"> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> <tr> <td>第33節</td> <td>災害復旧・復興への備え</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第34節</td> <td>自主防災組織等の育成計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35節</td> <td>企業防災に関する計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第36節</td> <td>ボランティア活動の環境整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第37節</td> <td>災害対策に係る基金等積立及び運用計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法	第32節	防災訓練計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に	第33節	災害復旧・復興への備え		第34節	自主防災組織等の育成計画		第35節	企業防災に関する計画		第36節	ボランティア活動の環境整備		第37節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画	
節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法																							
第32節	防災訓練計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																							
第33節	災害復旧・復興への備え																									
第34節	自主防災組織等の育成計画																									
第35節	企業防災に関する計画																									
第36節	ボランティア活動の環境整備																									
第37節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画																									
38	震災対策に関する調査研究及び観測	[変更なし]																								
39	鉄道施設災害予防計画	[変更なし]																								
40	積雪期の地震災害予防計画まで	[変更なし]																								

節 節 名		旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)			
41	住民及び事業者 による地区内の 防災活動の推 進・観光地の災 害予防計画	〔省略〕	節	節 名	風水害対策編 参照 ページ	各節の使用 方法
42			第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に
			第42節	観光地の災害予防計画		●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																																								
1	災害情報の収集・連絡活動	[変更なし]																																									
2	非常参集職員の活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 市</p> <p>(1) 活動体制 災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の活動体制をとる。 なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」（資料2-7参照）による。 （活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前体制</td> <td>○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒配備以降に継続するための事前対策）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 （部課長）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>非常体制 （係長職以上の職員）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急体制 （全職員）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下 省略]</p>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒配備以降に継続するための事前対策）	[略]	[略]	警戒体制 （部課長）	[略]	[略]	[略]	非常体制 （係長職以上の職員）	[略]	[略]	[略]	緊急体制 （全職員）	[略]	[略]	[略]	<p>第1 [略]</p> <p>第2 活動の内容 具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、職員の活動体制は、次のとおりとする。</p> <p>なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」（資料2-7参照）による。 （活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>活動内容</th> <th>活動期間</th> <th>活動開始基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前体制</td> <td>○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒体制以降に継続するための事前対策）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 （部課長）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>非常体制 （係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>緊急体制 （全職員）</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下 削除]</p>	活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒体制以降に継続するための事前対策）	[略]	[略]	警戒体制 （部課長）	[略]	[略]	[略]	非常体制 （係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員）	[略]	[略]	[略]	緊急体制 （全職員）	[略]	[略]	[略]
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																																								
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒配備以降に継続するための事前対策）	[略]	[略]																																								
警戒体制 （部課長）	[略]	[略]	[略]																																								
非常体制 （係長職以上の職員）	[略]	[略]	[略]																																								
緊急体制 （全職員）	[略]	[略]	[略]																																								
活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準																																								
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒体制以降に継続するための事前対策）	[略]	[略]																																								
警戒体制 （部課長）	[略]	[略]	[略]																																								
非常体制 （係長職以上の職員及び各部長等が指定した職員）	[略]	[略]	[略]																																								
緊急体制 （全職員）	[略]	[略]	[略]																																								
3 ～ 6	広域相互応援活動～救助・救急・医療活動	[省略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節</td> <td>広域相互応援活動</td> <td></td> <td rowspan="4"> 「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> <tr> <td>第4節</td> <td>ヘリコプターの出動要請計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5節</td> <td>自衛隊の災害派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6節</td> <td>救助・救急・医療活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用方法	第3節	広域相互応援活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に	第4節	ヘリコプターの出動要請計画		第5節	自衛隊の災害派遣		第6節	救助・救急・医療活動																								
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用方法																																								
第3節	広域相互応援活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																																								
第4節	ヘリコプターの出動要請計画																																										
第5節	自衛隊の災害派遣																																										
第6節	救助・救急・医療活動																																										

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
7	消防活動	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p>ウ 応援要請等</p> <p>(イ)〔略〕</p> <p>(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、<u>本章第4節</u>「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。</p> <p>(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、<u>本章第5節</u>「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。</p> <p>(2) 岳南広域消防組合</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ 避難の指示・勧告</p> <p>市長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</p> <p>オ〔略〕</p> <p>(3)〔略〕</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 市</p> <p>大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。</p> <p>なお、本項については、<u>本章第6節</u>「救助・救急・医療活動」に定める。</p> <p>(2)〔略〕</p>	<p>第1〔略〕</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p>ウ 応援要請等</p> <p>(イ)〔略〕</p> <p>(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、<u>第2編第2章第5節</u>「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。</p> <p>(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、<u>第2編第2章第6節</u>「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。</p> <p>(2) 岳南広域消防組合</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ 避難の指示_____</p> <p>市長が住民に対し、避難の指示_____を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</p> <p>オ〔略〕</p> <p>(3)〔略〕</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 市</p> <p>大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。</p> <p>なお、本項については、<u>第2編第2章第7節</u>「救助・救急・医療活動」に定める。</p> <p>(2)〔略〕</p>

節 節 名		旧 (平成30年2月)	新 (令和3年度修正案)																																						
8 ～ 11	水防活動～障害物の処理活動	[省略]	節	節 名	風水害対策編 参照 ページ	各節の使用 方法																																			
			第8節	水防活動		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に																																			
			第9節	要配慮者に対する応急活動																																					
			第10節	緊急輸送活動																																					
			第11節	障害物の処理活動																																					
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>災害時に、地域住民の生命及び身体の保護及び災害の拡大防止のため、必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための<u>勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(1) 避難勧告等の実施機関、根拠等</p> <p>ア 避難勧告等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難勧告等</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対 象 災 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>市 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災 害 全 般</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、受入れ</td> <td>市 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) 避難勧告等の意味</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難勧告等の区分及び発令時期</p> <p>避難勧告等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害	避難勧告	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般	避難指示(緊急)	[略]			避難所の開設、受入れ	市 長			避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。	避難指示(緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対 策</p> <p>1 避難指示等</p> <p>災害時に、地域住民の生命及び身体の保護及び災害の拡大防止のため、必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための _____ 指示を行う。</p> <p>(1) 避難指示等の実施機関、根拠等</p> <p>ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難指示等</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機 関 等</th> <th>根 拠</th> <th>対 象 災 害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[削除]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示 _____</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>市 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>(2) 避難指示等の意味</p> <p>[削除]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>避難指示 _____</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、 _____ 住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難情報の区分</p> <p>[削除]</p>	実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害	[削除]				避難指示 _____	[略]			指定避難所の開設、受入れ	市 長			避難指示 _____	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、 _____ 住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。
実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害																																						
避難勧告	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般																																						
避難指示(緊急)	[略]																																								
避難所の開設、受入れ	市 長																																								
避難勧告	その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。																																								
避難指示(緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。																																								
実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害																																						
[削除]																																									
避難指示 _____	[略]																																								
指定避難所の開設、受入れ	市 長																																								
避難指示 _____	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、 _____ 住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。																																								

節	節名	旧（平成30年2月）		新（令和3年度修正案）																
12	避難受入れ及び情報提供活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 196 517 233">区分</th> <th data-bbox="517 196 835 233">発令時の状況</th> <th data-bbox="835 196 1218 233">住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 233 517 408">避難勧告</td> <td data-bbox="517 233 835 408">○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="835 233 1218 408">●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 408 517 619">避難指示(緊急)</td> <td data-bbox="517 408 835 619">○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況</td> <td data-bbox="835 408 1218 619">●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	住民に求める行動	避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始	避難指示(緊急)	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 196 1451 233">避難情報等</th> <th data-bbox="1451 196 2145 233">居住者等がとるべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 233 1451 512">【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</td> <td data-bbox="1451 233 2145 512">●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 512 1451 619">【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</td> <td data-bbox="1451 512 2145 619">●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	居住者等がとるべき行動等	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
区分	発令時の状況	住民に求める行動																		
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始																		
避難指示(緊急)	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後の避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																		
避難情報等	居住者等がとるべき行動等																			
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																			
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況 災害のおそれが高い ●居住者がとるべき状況 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																			
<p>地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に避難勧告等を発する。</p> <p>なお、避難勧告等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(4) 関係機関相互の通知及び連絡 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 〔図 略〕 ア 市長は、避難勧告等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(5) 避難勧告等の内容 避難勧告等を行うに際して、次の事項を明確にする。 ア 〔略〕 イ 避難勧告等の対象地域 ウ～オ 〔略〕</p> <p>(6) 住民への周知 ア 避難勧告等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(7) 〔略〕</p>		<p>地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に避難指示等を発する。</p> <p>なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(4) 関係機関相互の通知及び連絡 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。 〔図 略〕 ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(5) 避難指示等の内容 避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。 ア 〔略〕 イ 避難指示等の対象地域 ウ～オ 〔略〕</p> <p>(6) 住民への周知 ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。 イ～エ 〔略〕</p> <p>(7) 〔略〕</p>																		

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>(8) 市有施設における避難活動 〔略〕 ア〔略〕 イ 避難勧告等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1)・(2)〔略〕 (3) 実施内容の周知・伝達 ア 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難勧告等</u>と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 イ〔略〕</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 避難勧告等を行った者（実施機関） ア～ウ〔略〕 (2)〔略〕</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 市 ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に<u>受け入れ保護</u>するため、<u>避難所を開設する。</u>（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4によるものとする。）</p> <p>イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>ウ <u>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>エ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。</p> <p>オ <u>避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> (ア)～(カ)〔略〕</p>	<p>(8) 市有施設における避難活動 〔略〕 ア〔略〕 イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1)・(2)〔略〕 (3) 実施内容の周知・伝達 ア 警戒区域の設定を行った者は、<u>避難指示等</u>と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 イ〔略〕</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 避難指示等を行った者（実施機関） ア～ウ〔略〕 (2)〔略〕</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(1) 市 ア 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に<u>収容し保護</u>するため<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</u>また、<u>要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。</u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u>さらに、<u>要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u>（避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-4による_____。）</p> <p>イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る_____。 〔削除〕</p> <p>ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。</p> <p>エ <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> (ア)～(カ)〔略〕</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>カ <u>避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>キ <u>避難者</u>に係る情報の早期把握及び<u>避難所</u>で生活せず<u>食事のみ</u>受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>ク <u>避難</u>の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>ケ <u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また<u>避難</u>の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、<u>避難者</u>の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>コ <u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努める。</p> <p>サ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、<u>避難</u>の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>シ <u>避難所</u>への受入れ及び<u>避難所</u>の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。 (ア)～(オ) [略]</p> <p>ス <u>避難所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>セ <u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に<u>避難所</u>等を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>ソ やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>オ <u>指定避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>カ <u>避難者</u>に係る情報の早期把握及び<u>指定避難所</u>で生活せず<u>食料や水等</u>を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>キ <u>避難</u>の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>ク <u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また<u>避難</u>の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、<u>避難者</u>の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、<u>指定避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保等、<u>同行避難</u>について適切な体制整備に努める。</p> <p>ケ <u>指定避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定避難所</u>の運営管理に努める。</p> <p>コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、<u>避難</u>の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>サ <u>指定避難所</u>への受入れ及び<u>指定避難所</u>の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。 (ア)～(オ) [略]</p> <p>シ <u>指定避難所</u>の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>ス <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に<u>指定避難所</u>を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>セ やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>ソ <u>避難所</u>を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、<u>避難所</u>の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>タ <u>ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p> <p>(2) <u>市教育委員会及び学校長等</u></p> <p>ア 学校等が<u>避難所</u>として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>避難所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>イ 学校長等は、<u>避難所</u>の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p> <p>ウ <u>幼児及び児童生徒が在校時等に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。</u></p> <p>(3) <u>関係機関</u></p> <p>ア <u>避難所</u>の運営について、必要に応じ市長に協力するものとする。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) <u>住民</u></p> <p><u>避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</u></p> <p>5 <u>広域的な避難を要する場合の活動</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難者を受け入れるときは、<u>避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>被災者等への的確な情報提供</u></p> <p>(1) <u>市</u></p> <p>ア <u>市は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、</u></p>	<p>タ <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。</u></p> <p>チ <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>(2) _____ 学校長等</p> <p>ア 学校等が<u>指定避難所</u>として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。</p> <p>また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ<u>指定避難所</u>として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。</p> <p>イ 学校長等は、<u>指定避難所</u>の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。</p> <p>ウ _____ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、<u>指定避難所</u>として利用される場合、学校長等は、_____ 児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、<u>指定避難所</u>内に避難者と_____ 児童生徒のための場所を明確に区分する。</p> <p>(3) <u>関係機関</u></p> <p>ア <u>指定避難所</u>の運営について、必要に応じ市長に協力する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(4) <u>住民</u></p> <p><u>指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。</u></p> <p>5 <u>広域的な避難を要する場合の活動</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、<u>指定避難所</u>の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 避難者を受け入れるときは、<u>指定避難所</u>を開設するとともに必要な災害救助を実施する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>被災者等への的確な情報提供</u></p> <p>(1) <u>市</u></p> <p>ア <u>県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機</u></p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）																																																		
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>イ 市は、<u>県と連携し</u>、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>紙媒体</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>ウ・エ [略] (2) [略]</p>	<p>関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。<u>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>県及び市は</u>、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>ウ・エ [略] (2) [略]</p>																																																		
13 ～ 27	孤立地域対策活動～災害広報活動	[省略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第13節</td> <td>孤立地域対策活動</td> <td></td> <td rowspan="14"> <p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に </td> </tr> <tr> <td>第14節</td> <td>食料品等の調達供給活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15節</td> <td>飲料水の調達供給活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第16節</td> <td>生活必需品の調達供給活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17節</td> <td>保健衛生、感染症予防活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第18節</td> <td>遺体の捜索及び対策等の活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19節</td> <td>廃棄物の処理活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第20節</td> <td>社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21節</td> <td>危険物施設等応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22節</td> <td>電気施設応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23節</td> <td>都市ガス施設応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24節</td> <td>上水道施設応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25節</td> <td>下水道施設等応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第26節</td> <td>通信・放送施設応急活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第27節</td> <td>災害広報活動</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第13節	孤立地域対策活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 	第14節	食料品等の調達供給活動		第15節	飲料水の調達供給活動		第16節	生活必需品の調達供給活動		第17節	保健衛生、感染症予防活動		第18節	遺体の捜索及び対策等の活動		第19節	廃棄物の処理活動		第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動		第21節	危険物施設等応急活動		第22節	電気施設応急活動		第23節	都市ガス施設応急活動		第24節	上水道施設応急活動		第25節	下水道施設等応急活動		第26節	通信・放送施設応急活動		第27節	災害広報活動	
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																																																		
第13節	孤立地域対策活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に 																																																		
第14節	食料品等の調達供給活動																																																				
第15節	飲料水の調達供給活動																																																				
第16節	生活必需品の調達供給活動																																																				
第17節	保健衛生、感染症予防活動																																																				
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動																																																				
第19節	廃棄物の処理活動																																																				
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動																																																				
第21節	危険物施設等応急活動																																																				
第22節	電気施設応急活動																																																				
第23節	都市ガス施設応急活動																																																				
第24節	上水道施設応急活動																																																				
第25節	下水道施設等応急活動																																																				
第26節	通信・放送施設応急活動																																																				
第27節	災害広報活動																																																				

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
28	土砂災害等応急活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 市 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>勧告</u>等の処置を講じる。</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>勧告</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 市 ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>勧告</u>、避難指示等の処置を講ずる。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>勧告</u>・指示が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 市 必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>勧告</u>等の措置を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、<u>勧告</u>・指示が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 市 ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>勧告</u>等の処置を講じる。 イ [略]</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>勧告</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: center;">警報・避難<u>勧告</u>等発表時の連絡系統等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難<u>勧告</u>等を発表したとき（避難体制） [図 略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 市 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>指示</u>等の処置を講じる。</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>指示</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 市 ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく_____避難指示等の処置を講ずる。 イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、_____指示が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 市 必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難<u>指示</u>等の措置を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 住民 警戒情報に注意を払い、_____指示が出された場合、これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 市 ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難<u>指示</u>等の処置を講じる。 イ [略]</p> <p>(2) 住民 警戒情報に注意を払い、避難<u>指示</u>等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: center;">警報・避難<u>指示</u>等発表時の連絡系統等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難<u>指示</u>等を発表したとき（避難体制） [図 略]</p>
29	建築物災害応急活動	[変更なし]	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）			
			節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
30 ・ 31	道路及び橋梁応急活動・河川施設等応急活動	[省略]	第30節	道路及び橋梁応急活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第31節	河川施設等応急活動		
32	二次災害防止活動	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 市・岳南広域消防組合</p> <p>危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、本章第21節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 市</p> <p>緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 市・岳南広域消防組合</p> <p>危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、第2編第2章第22節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 市</p> <p>緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p>			
33	ため池災害応急活動	[変更なし]				
34	農林産物災害応急活動	[省略]	第34節	農林産物災害応急活動		<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）			
35	文教活動	[変更なし]				
36 ～ 39	飼養動物の保護 対策～災害救助 法の適用	[省略]	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
			第36節	飼養動物の保護対策		第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第37節	ボランティアの受入れ体制		
			第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制		
			第39節	災害救助法の適用		
40	鉄道施設応急活動	[変更なし]				
41	観光地の災害応急対策	[省略]	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
			第41節	観光地の災害応急対策		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

節 名		旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）			
1 ・ 2	復旧・復興の基 本方針の決定・ 迅速な原状復旧 の進め方	[省略]	節	節 名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
			第1節	復旧・復興の基本方針の決定		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第2節	迅速な原状復旧の進め方		
3	計画的な復興	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。 また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 対策</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。 また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。 <u>地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</u></p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>			

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）			
			節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
4 ～ 7	資金計画～被災した観光地の復興	[省略]	第4節	資金計画		「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
			第5節	被災者等の生活再建等の支援		
			第6節	被災中小企業等の復興		
			第7節	被災した観光地の復興		

第4編 原子力災害対策編 第2章 災害に対する備え

第4編 原子力災害対策編

第2章 災害に対する備え

章	章 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
		<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章「災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p>(2) 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>避難所</u>とするよう努める。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章「災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。</p> <p><u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>1 [略]</p> <p>2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>指定避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p>(2) 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>指定避難所</u>とするよう努める。</p> <p>3～5 [略]</p>

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	基本方針	[変更なし]	
2	情報の収集・連絡活動	[変更なし]	
3	活動体制	[変更なし]	
4	モニタリング等	[変更なし]	
5	健康被害防止対策	[変更なし]	
6	住民等への的確な情報伝達	[変更なし]	
7	屋内退避、避難誘導等の防護活動	<p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 退避・避難のための立退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ [略]</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>[表 略]</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルート調整を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>市は、屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう、県を通じて、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の_____指示の措置を講ずる。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 退避・避難のための立退きの_____指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>エ [略]</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和3年7月21日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <p>[表 略]</p> <p>2 広域避難活動</p> <p>(1) 市は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し受入先の供与及びその他災害救助の実施に協力するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルート調整を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3 交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>市は、屋内退避又は避難を_____指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう、県を通じて、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>
8	緊急輸送活動	[変更なし]	

節	節名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
9	飲料水・飲食物の摂取制限等	<p>1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>(1) 県は、国の<u>指導・助言、指示</u>及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 農林産物の採取及び出荷制限</p> <p>(1) 県は、国の<u>指導、助言及び指示</u>に基づき、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <p>〔表 略〕</p> <p>（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>1 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>(1) 県は、国の<u>指示、要請</u>及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 農林産物の採取及び出荷制限</p> <p>(1) 県は、国の<u>指示及び要請</u>に基づき、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <p>〔表 略〕</p> <p>（「原子力災害対策指針（令和3年7月21日）」より）</p> <p>〔表 略〕</p>
10	県外からの避難者の受入れ活動	〔変更なし〕	

章	章 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
1	雪害対策	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～エ〔略〕</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p>(2)～(4)〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>5 電力の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 関係機関（<u>中部電力</u>株）</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>6～15〔略〕</p>	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>第1〔略〕</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 市</p> <p>ア～エ〔略〕</p> <p><u>オ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) 市</p> <p>ア・イ〔略〕</p> <p><u>ウ 集中的な大雪に対しては、市は、県と連携し、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p><u>エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。</u></p> <p><u>オ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</u></p> <p>(2)～(4)〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>5 電力の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 関係機関（<u>中部電力パワーグリッド</u>株）</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>6～15〔略〕</p>

章	章 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）												
1	雪害対策	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 特別警報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td> 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） 50年に一度の積雪深：<u>291cm</u> 既往最深積雪深：257cm </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>3・4 [略]</p>	現象の種類	基準	[略]	[略]	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） 50年に一度の積雪深： <u>291cm</u> 既往最深積雪深：257cm	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 特別警報発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td> 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深：<u>285cm</u> 既往最深積雪深：257cm </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 市</p> <p>ア <u>住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。</u></p> <p>イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>ウ <u>地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	現象の種類	基準	[略]	[略]	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深： <u>285cm</u> 既往最深積雪深：257cm
現象の種類	基準														
[略]	[略]														
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） 50年に一度の積雪深： <u>291cm</u> 既往最深積雪深：257cm														
現象の種類	基準														
[略]	[略]														
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 （参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深（飯山）） （令和3年10月28日現在） 50年に一度の積雪深： <u>285cm</u> 既往最深積雪深：257cm														
2	航空災害対策	[変更なし]													
3	道路災害対策	[変更なし]													
4	鉄道災害対策	<p>第1節 災害予防計画</p> <p>[変更なし]</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計 画</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。</p>												

第5編 事故災害等対策編

章	章 名	旧（平成30年2月）	新（令和3年度修正案）
4	鉄道災害対策	<p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、<u>収容医療機関</u>の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>イ 一般住民への情報伝達活動</p> <p>市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、<u>収容医療機関</u>の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 関係者等への情報伝達活動</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、<u>受入医療機関</u>の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>イ 一般住民への情報伝達活動</p> <p>市は、県及び鉄道事業者と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、<u>受入医療機関</u>の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネット関連会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>(2) [略]</p>
5	危険物等災害対策	[変更なし]	
6	大規模な火事災害対策	[変更なし]	
7	林野火災対策	[変更なし]	